

**性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン
～再犯防止プログラムの活用～**

令和 5 年 3 月

法 務 省

はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、社会全体で根絶に向けて取り組む必要がある。

政府においては、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和4年度までの3年間で「集中強化期間」として、加害者対策を含む性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を進めてきた。

法務省においても、矯正施設や保護観察所で性犯罪をした者に対して認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているところであるが、性犯罪をした者の再犯を防ぐためには、刑事司法手続終了後も継続して支援を行うことが重要である。

一般的に、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、国による関与が限定されるため、地方公共団体が主体となることが期待されるが、性犯罪のように専門的な対応が求められるものについて、地方公共団体は専門的な知識・技術等を十分に有していないのが実情である。

以上の現状を踏まえ、本ガイドラインは、必ずしも性犯罪の特性に関する専門的な知識等がなくても、矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地方公共団体が性犯罪をした者に対する再犯防止の取組を進めることができるように作成されたものである。

各地方公共団体においては、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、本ガイドラインを参考として、性犯罪をした者に対する再犯防止の取組にご尽力いただければ幸いである。

目次

1. 本ガイドラインで使用する用語の解説	1
2. 性犯罪に関する基本知識	3
2.1 性犯罪とは	3
2.2 性犯罪の発生状況や再入率	3
2.2.1 性犯罪の発生状況	3
2.2.2 性犯罪をした者の再入率	6
2.3 性犯罪の再犯防止に関する取組状況	8
2.3.1 法務省における取組	8
2.3.2 地方公共団体における取組	14
2.3.3 民間団体における取組	17
3. 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援	19
3.1 地方公共団体の役割	19
3.2 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握	22
3.2.1 インテーク（聞き取り）実施	22
3.2.2 インテークの実施例	27
3.3 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方	28
3.3.1 性犯罪をした者の就労・生活支援等	29
3.3.2 性犯罪をした者の家族に対する支援	29
3.3.3 地方公共団体による専門的支援の実施	30
3.4 性犯罪をした者の再犯防止のための取組における留意点	35
3.4.1 性犯罪をした者に対する接し方	35
3.4.2 支援者側の体制、取組方法	35
3.4.3 取組を進めるに当たってのポイント、留意点	36
3.5 支援に関する広報の在り方	38
4. 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方	39
4.1 連携対象となる各機関の役割及び連携方策	39
4.2 法務省から関係機関への情報提供	40
5. ガイドラインに関する Q&A	41
6. 参考資料	42
6.1 刑法犯検挙者の再犯状況	42
6.2 全国の保護観察所・法務少年支援センター（少年鑑別所）一覧	44
7. 付属資料	50

1. 本ガイドラインで使用する用語の解説

用語	定義・解説
アセスメント	犯罪をした人の再犯リスクの程度や犯罪を誘発する要因等を評価すること。
入口支援	矯正施設における処遇を経ない被疑者・被告人（起訴猶予処分、全部執行猶予付判決が見込まれる者等）に対して行う社会復帰支援。
インテーク	支援ニーズ等の把握のため、支援開始前に最初に実施される面接・相談。
仮釈放	刑務所に収容されている人を収容期間が満了する前に仮に釈放する措置。
矯正施設	犯罪や非行をした人たちを収容する刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院（令和6年4月1日廃止）の総称。
刑事施設	矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所のこと。
刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム	認知行動療法に基づき、性犯罪をした者が人それぞれの行動パターンに大きく影響を与えている物事の考え方や受け止め（これを認知という。）のクセに気づくこと等をもって、自分自身でコントロールするための具体的な方法を身に付けていくことを目的としたプログラム。 刑事施設では、受刑者のうち性犯罪者調査によって選定された対象者に対して性犯罪再犯防止指導を、保護観察所では自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪を反復する傾向を有する保護観察対象者に対して性犯罪再犯防止プログラムをそれぞれ実施している。
刑の一部執行猶予	前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる制度。平成28年6月より施行された。
刑の全部執行猶予	裁判所が刑を宣告した場合において、情状により、刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは、その刑を執行しないこととする制度。
コーピング	対処方法のこと。刑事施設と保護観察所で行われている認知行動療法等の理論に基づいた処遇プログラムでは、「事件（実行）」に至る流れ（サイクル）の各段階において、サイクルから抜け出すためのコーピングを身に付けることを指している。
再犯者	犯罪により検挙等された者のうち、前に犯罪により検挙等されたことがあり、再び検挙等された者。
再犯者率	刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。

用語	定義・解説
性犯罪	強制性交等罪や強制わいせつ罪、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪のほか、痴漢、いわゆる色情盗（下着泥棒等）、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害等、法令上の犯罪に当たる行為を総称したもの。
性暴力	相手の同意のない性的言動。
出口支援	刑務所等の矯正施設から出所等する者に対して行う就労支援や住居等の確保といった支援。
2年以内再入者数	各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員。
2年以内再入率	各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員の比率。
認知行動療法	問題を具体的な行動（思考、情緒、運動全てを含む精神活動）として捉え、どのような状況でどのような行動が生じるのか分析し、問題解決のための目標を設定して、行動の変容を目指す多数の技法を包含した広範な治療法。
法務少年支援センター（少年鑑別所）	各都道府県庁所在地等全国52か所に設置され、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を実施する機関。
保護観察	<p>保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する指導及び支援。</p> <p>保護観察対象者は、①家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（保護観察処分少年）②少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（少年院仮退院者）③仮釈放を許されて保護観察に付されている者（仮釈放者）及び④刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者）である。</p>
保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察②生活環境の調整③更生緊急保護④恩赦の上申⑤犯罪予防活動等の事務を行っている施設。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の①生活環境の調査②生活環境の調整③精神保健観察等の事務もを行っている。
保護司	犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行う。

2. 性犯罪に関する基本知識

2.1 性犯罪とは

「性犯罪」の定義は、文脈により様々であるが、本ガイドラインでは、保護観察所の類型別処遇（2.3.1(2)に後述）において、性的動機による犯罪や非行をした人を「性犯罪類型」として扱っていることを踏まえて、性犯罪の定義を、わいせつ、強制性交等の刑法上の罪や児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害等に関する法律上の犯罪に当たる行為に加えて、罪名又は非行名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく可能性のある行為とする。

性犯罪をした者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるが、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいる。性犯罪をした者に特有の問題性は一概には言えず、様々であることから、単なる性的欲求のコントロールのみならず、それらの問題性に応じた働き掛けを行うことが、性犯罪をした者に対する効果的な処遇につながると考えられる。

2.2 性犯罪の発生状況や再入率

2.2.1 性犯罪の発生状況

平成 29 年 6 月、刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）が成立し、同年 7 月に施行された。同法により、以下の点が変更となった。

- ① 従来の強姦が強制性交等に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられた。
- ② 監護者わいせつ・監護者性交等が新設され、18 歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなった。
- ③ 親告罪であった強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法 176 条、177 条及び 178 条に規定する罪）の罪は、監護者性交等の罪とともに、非親告罪とされた。

強制性交等¹の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近 30 年間）は図 1 のとおりである。

認知件数は、平成 9 年から増加傾向を示し、15 年に 2,472 件を記録した後、24・25 年にやや増加したものの、28 年までは減少傾向にあり、同年は昭和 57 年以降で最少の 989 件であった。その後、平成 29 年から令和元年までやや増加したものの、2 年は前年より減少した（ただし、前記改正によって対象が拡大した点には留意が必要である）。令和 3 年以降は再び増加傾向にあり、令和 4 年は 1,655 件であった。

検挙件数も、平成 15 年に 1,569 件を記録した後減少傾向にあったが、29 年から令和元年まで増加に転じ、2 年は前年より減少したものの、令和 3 年は 1,330 件、4 年は 1,401 件と増加傾向にある。

¹ 法改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。

検挙率は、平成 10 年から低下し、14 年に 62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、令和 3 年は 95.8%であったが、令和 4 年では再び低下し、84.7%となっている。

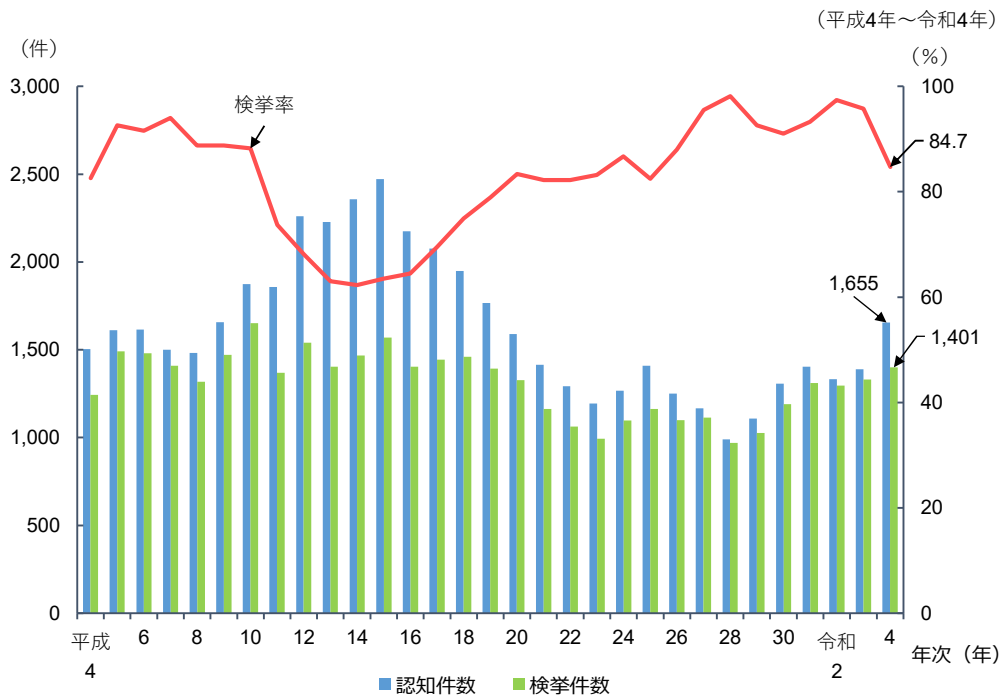


図 1 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

出所) 「警察庁犯罪統計」に基づき作成²

また、強制わいせつ³の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近 30 年間）は、図 2 のとおりである。

認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成 11 年から 13 年にかけて前年比 25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15 年には昭和 41 年以降で最多の 1 万 29 件を記録した。その後平成 21 年まで減少し、22 年から 25 年まで増加傾向にあったが、26 年から令和 2 年まで減少し続けた。令和 3 年からは再び増加し、令和 4 年は 4,708 件であった（なお、前記改正によって対象が縮小及び拡大した点⁴には留意する必要がある）。

検挙件数は、平成 5 年から 25 年までは 3,000 件台、26 年から 30 年までは 4,000 件台、令和元年から 3 年までは 3,000 件台と推移していたが、令和 4 年は 4,062 件と再び 4,000 件台となった。

検挙率は、平成 11 年から 14 年まで低下し、同年は 35.5%と昭和 41 年以降で最低を記録した。その後は上昇傾向にあり、令和 3 年は 90.3%であったが、令和 4 年では再び低下し、86.3%となっている。

² 令和 4 年版犯罪白書 https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/n69_2_1_1_2_2.html（令和 5 年 3 月 17 日閲覧）；警察庁犯罪統計 <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>（令和 5 年 3 月 17 日閲覧）

³ 法改正前は準強制わいせつを含み、改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。

⁴ 口腔性交及び肛門性交が、強制性交等の対象行為となった。また、監護者わいせつが新設された。

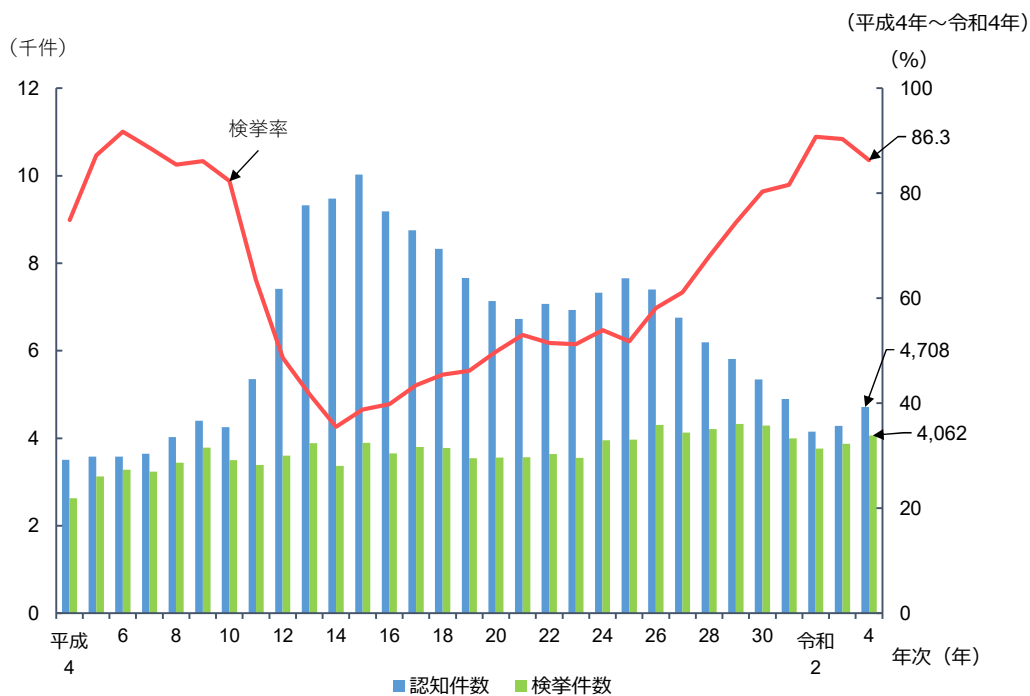


図 2 強制わいせつ認知件数・検挙件数・検挙率の推移

出所) 「警察庁犯罪統計」に基づき作成⁵

また、平成 14 年から令和 3 年までの刑法犯検挙人員のうち、性犯類型の年齢層別の推移を図 3 に示す。なお、性犯類型には、強姦性交、強制わいせつ、わいせつ物頒布等及び公然わいせつを含む。

検挙人員の増減は人口の増減にも影響を受け得ることから、各年齢層の検挙人員数の増減を見る場合には、対応する年齢層における人口比にも留意する必要があるが、令和 3 年の 39 歳以下の若年・中年層の検挙人員は平成 14 年比で大きな変化がないのに対し、65 歳以上は 3 倍以上増の 594 人、40～49 歳は 1.5 倍以上の 1,206 人、50～64 歳は約 1.3 倍の 992 人となっている。

⁵ 警察庁犯罪統計 <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html> (令和 5 年 3 月 17 日閲覧)

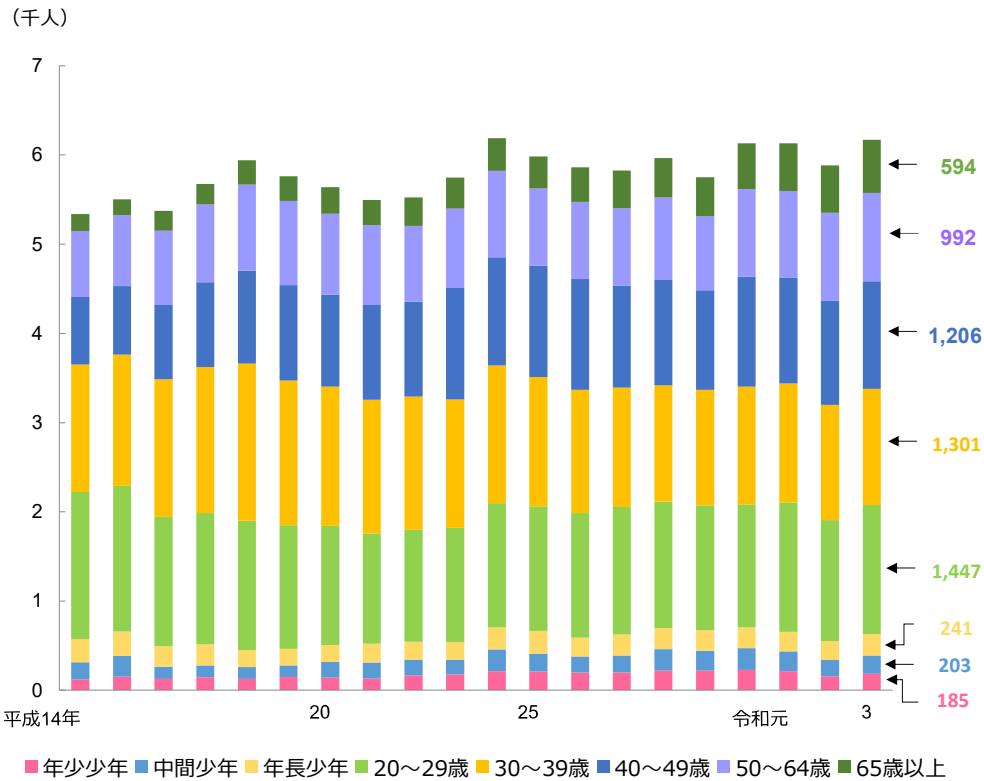


図 3 性犯類型の刑法犯検挙人員の推移（年齢層別）

出所）「令和4年版犯罪白書」に基づき作成⁶

2.2.2 性犯罪をした者の再入率

主な罪名別に、平成28年以降の5年間の2年以内再入者数及び2年以内再入率をみると、「覚醒剤取締法違反」（15.5%）及び「窃盗」（20.0%）が全体（15.1%）よりも高くなっている（表1、図4及び「6. 参考資料」図19参照）。性犯罪⁷の2年以内再入率は5.0%であり、むしろ出所者全体と比べると低く、再犯率が高いとまでは言えない。しかし、性犯罪をした者の再犯状況を考える上では、性暴力・性犯罪については、一般的に被害に遭っても届け出ない人が非常に多く、暗数が多いとされている点にも注意が必要である。また、性犯罪は「魂の殺人」と言われるように、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、再犯率の高低にかかわらず、その根絶は喫緊に取り組むべき課題といえ、性犯罪の再犯防止に積極的に取り組んでいく必要がある。

⁶ 令和4年版犯罪白書 https://hakusyov1.moj.go.jp/jp/69/nfm/n69_2_8_3_1_1.html#h8-3-1-1、第8編第3章第1節1（令和5年3月17日閲覧）

⁷ ここでは強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む）をいう。

表 1 主な罪名別 2 年以内再入者数及び 2 年以内再入率

年次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成28年	6,144	1,149 (18.7)	674	54 (8.0)	1,238	199 (16.1)	7,608	1,695 (22.3)
29	6,134	1,061 (17.3)	643	53 (8.2)	1,065	164 (15.4)	7,265	1,663 (22.9)
30	5,982	957 (16.0)	653	55 (8.4)	1,057	176 (16.7)	6,770	1,477 (21.8)
令和元年	5,367	846 (15.8)	630	40 (6.3)	955	146 (15.3)	6,663	1,450 (21.8)
2	5,008	776 (15.5)	536	27 (5.0)	943	116 (12.3)	6,441	1,290 (20.0)

- (注) 1 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 2 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 3 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 4 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ(いずれも同致死傷を含む。)をいう。
 5 「傷害」は、傷害致死を含む。

出所) 「令和4年版再犯防止推進白書」に基づき作成⁸

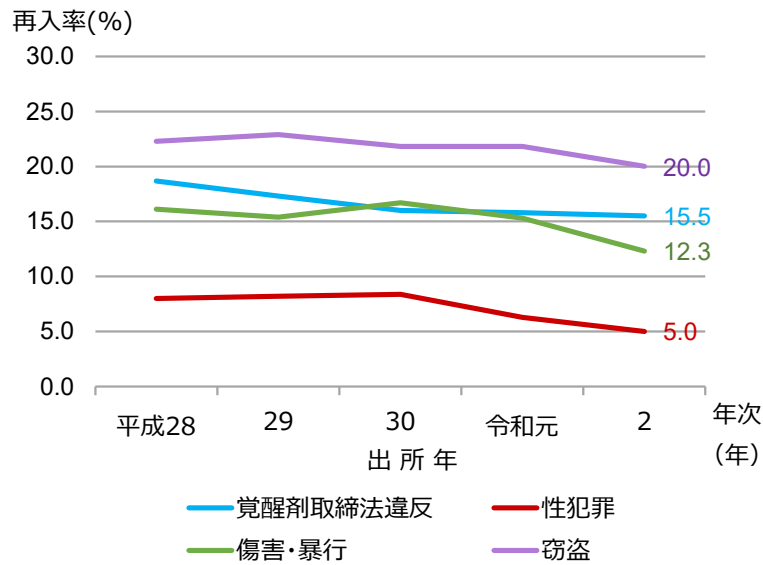


図 4 2年以内再入率(罪名別)の推移

出所) 「令和4年版再犯防止推進白書」に基づき作成⁹

⁸ 令和4年版再犯防止推進白書 <https://www.moj.go.jp/content/001385535.pdf>、第1章第1節4、p.50 (令和5年3月17日閲覧)

⁹ 令和4年版再犯防止推進白書 <https://www.moj.go.jp/content/001385535.pdf>、第1章第1節4、p.51 (令和5年3月17日閲覧)

● 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標

平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定で設定された数値目標で、2006 年（平成 18 年）から 2010 年（平成 22 年）における 2 年以内再入率の平均値（刑務所については 20%、少年院については 11%）を基準として、これを 2021 年（令和 3 年）までに 20%以上減少させるといふもの。出所受刑者の 2 年以内再入率については、2020 年（令和 2 年）出所者について 16%以下にすることが数値目標となっていた（出所受刑者の 2 年以内再入率の数値目標は、2019 年（令和元年）に達成されている）。

2.3 性犯罪の再犯防止に関する取組状況

2.3.1 法務省における取組

刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）に基づき、性犯罪再犯防止指導を実施しており、少年院においては、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）に基づき、性非行のある少年に対する教育として、性非行防止指導を実施している。また、保護観察所においては、性犯罪再犯防止プログラムを実施している。

加えて、性犯罪者処遇の一貫性を保つため、刑事施設と保護観察所との間では性犯罪をした者の処遇に係る情報の相互引継ぎがなされているほか、法務省と警察庁の間では子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等の情報共有がなされている。

(1) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

刑事施設における受刑者に対する性犯罪再犯防止指導は、性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的とする。具体的には、以下の流れで行われる。

① 性犯罪者調査対象者のスクリーニング

新たに刑が確定した全受刑者について、確定施設において「性犯罪者調査対象者」のスクリーニングが行われる。事件名（強制性交等、強制わいせつ等）または前歴を含む事件内容から判断してわいせつ目的がうかがえる等「性犯罪受刑者」に該当する者について、「常習性・反復性が認められる者」又は「性犯罪につながる問題性の大きい者」であるか否かなどが判断され、性犯罪者調査の実施の必要性があると判断された者については、調査センターにおいて詳細な性犯罪者調査が実施される。

なお、身体疾患や精神疾患の治療が優先される、日本語能力等に問題がある、性犯罪再犯防止指導を受講するための刑期が不足している等、性犯罪者調査の実施が明らかに困難・不相当である者は調査対象者から除外される。

② 性犯罪者調査

前記スクリーニング項目を踏まえ、調査センターで行われる性犯罪者調査においては、対象者の①性犯罪の再犯リスク（再犯と結びつく要因）、②処遇ニーズ（処遇によって変化させることで再犯リスクの低下につながると考えられる事項）及び③処遇適合性（対象者の知的能力、動機付けの度合い、身体的・精神的問題の有無等によって判

断される認知行動療法に基づくプログラムの受講適性) について、あらかじめ設定した客観的基準によって調査し、当該受刑者の再犯リスクの高さを明らかにした上で、プログラムの受講の必要性の有無、受講する場合に必要な指導密度、受講させる指導科目の内容、受講させる施設、受講させる時期、受講までの間に必要な働き掛け等について処遇計画を作成する。性犯罪再犯防止指導の受講が必要と判断された受刑者は、全国 20 庁の指導実施施設のいずれかにおいて当該指導を受講することとなる。

③ 各種プログラムの実施とメンテナンス

性犯罪再犯防止指導における指導は、オリエンテーション、本科プログラム、メンテナンスプログラムの順に行われる。

本科プログラムの指導科目は、「自己統制」「認知のゆがみと変容方法」「対人関係と親密性」「感情統制」及び「共感と被害者理解」で構成される。指導対象者は、再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、①本科プログラムの全科目を受講する「高密度」、②必修科目に加えて処遇ニーズに応じて必要な科目を選択して受講する「中密度」及び③必修科目のみを受講する「低密度」の3種類の指導密度のいずれかに指定される。

本科プログラムは認知行動療法を基盤としており、性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討して、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発（リラプス）を防止するスキルを学ぶ「リラプス・プリベンション」と呼ばれる技法を中心的に用いている。

出所前には、円滑な社会復帰を図る目的で、本科プログラムで学んだ知識やスキルを出所前に復習させるメンテナンスプログラムを実施している。

また、知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れるなどして理解しやすくした上で、生活技能訓練（SST）や金銭管理等の補助科目を必要に応じて実施する「調整プログラム」のほか、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させた「集中プログラム」等を実施している。

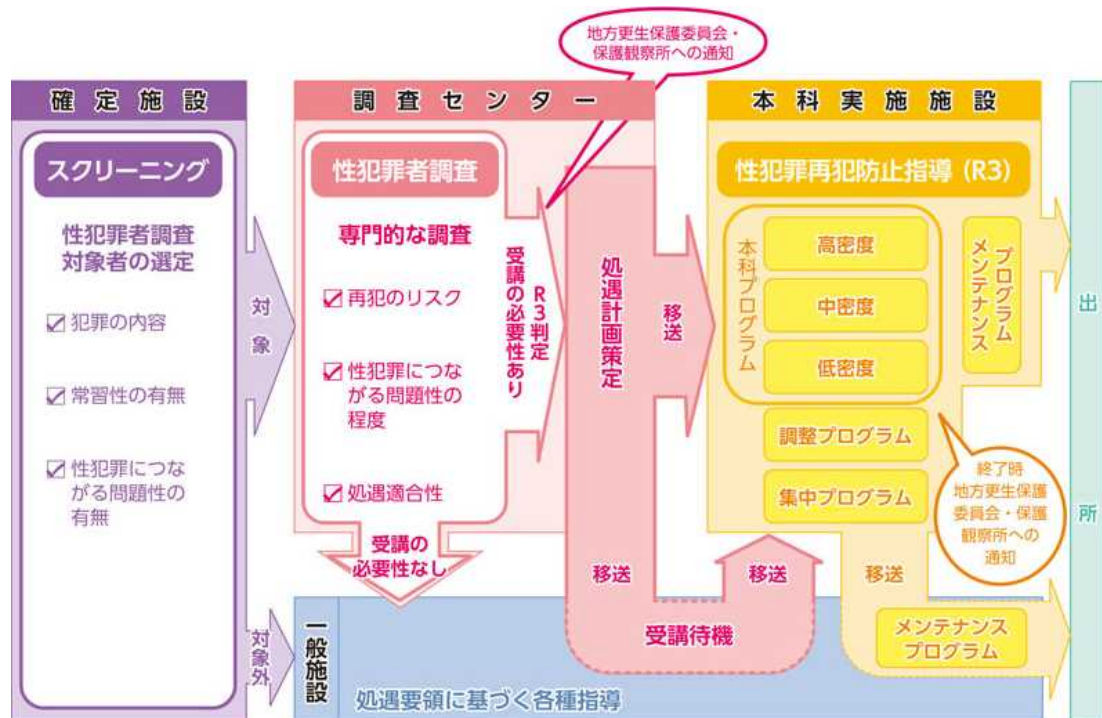


図 5 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要

出所) 「平成 27 年版犯罪白書」から引用¹⁰

● 少年院における「性非行防止指導」

少年院における性非行防止指導は、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的としている。

対象者は、①本件非行名が性非行（強盗・強姦性交等、強姦性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）に該当する者、又は②本件非行は性非行には該当しないものの、性的な動機に基づき非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因に認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者である。

指導は、①性非行に関する自己理解を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させることを目的とした 12 単元から成るワークブック教材を用いた「中核プログラム」と、②アンガーマネジメント（怒りの統制）、被害者の心情を理解するための指導、性教育等の各種指導を組み合わせた「周辺プログラム」、及び出院までの間に中核プログラムの実施内容の復習や出院後の生活を見据えた対処方法を学ぶ「フォローアップ指導」で構成されている。

また、知的能力に制約のある者に対しては、「中核プログラム」において、性非行に結び付いた自身の認知の特徴、生活パターン等を振り返り、適切に対処するためのスキルを習得するとともに、向社会的な行動習慣を身に付けさせるための認知行動療法を基礎とする特別プログラムを実施している。

¹⁰ 平成 27 年版犯罪白書 https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_6_3_1_1.html、第 6 編第 3 章第 1 節 1 (令和 5 年 3 月 17 日閲覧)

(2) 保護観察所における性犯罪者処遇

保護観察所においては、保護観察対象者のうち、①保護観察に付される理由となった犯罪の罪名又は非行名に、強制わいせつ（刑法第 176 条）、強制性交等（刑法第 177 条）、準強制わいせつ及び準強制性交等（刑法第 178 条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法第 179 条）、強制わいせつ等致死傷（刑法第 181 条）又は強盗・強制性交等及び同致死（刑法第 241 条）が含まれる者（未遂を含む。）及び②罪名又は非行名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）のいずれかに該当する者を「性犯罪類型」として認定し、類型別処遇を実施している。

類型別処遇では、保護観察対象者の問題性等の特性を個別に見極めた上で、性的な問題行動に共通するきっかけや環境、心の状態等に焦点を当て、きめ細かい保護観察を実施している。

当該類型に該当する保護観察対象者に対する具体的な指導方法としては、性犯罪再犯防止プログラムがある。これは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏りや自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善することを目的としたものである。具体的には、以下の 4 プログラムから構成される。

- コアプログラム

性犯罪再犯防止プログラムの中核。性犯罪の再犯防止に向け、保護観察対象者の自己理解を促進させ、自己をコントロールする能力を身に付けさせる。裁判所の意見等に応じ、保護観察における特別遵守事項として設定された場合、受講が義務付けられる。健康上・能力上の支障や保護観察期間が短く十分な実施期間を確保できないなどの理由がある場合を除き、保護観察開始後約 3 か月で 5 課程を実施し、遅くとも 6 か月以内に修了させる。

- 導入プログラム

性犯罪再犯防止プログラムの目的、概要等を理解させ、保護観察対象者自身が持っている問題や強みを確認し、コアプログラムを通じて達成したい目標を設定するなどして、受講の動機付けを行うことを目的としている。

- メンテナンスプログラム

保護観察対象者と定期的に接触して、その生活実態を把握するとともに、コアプログラムで履修した内容の定着を図るほか、再犯の兆候を速やかに把握して的確な対応をとることを目的としている。

- 家族プログラム

家族の心身の状況に留意し、必要に応じて実施するもので、性加害のプロセスや性犯罪再犯防止プログラムの概要を説明し、家族から必要な協力が得られるようにするか、家族の心理的サポートを実施することを目的としている。



図 6 性犯罪再犯防止プログラムの概要

出所) 「令和4年版再犯防止推進白書」から引用¹¹⁾

¹¹⁾ 令和4年版再犯防止推進白書 <https://www.moj.go.jp/content/001385539.pdf>、第5章第1節2、p.132（令和5年3月17日閲覧）

(3) 再発防止計画

刑事施設と保護観察所では、認知行動療法等の理論に基づいた処遇プログラムを実施しており、受講者一人一人がプログラムで学んだこと等を通して、自分の事件の背景にある再犯リスク要因を特定し、再び性犯罪をしないための具体的な対処方法を「再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）」にまとめている。

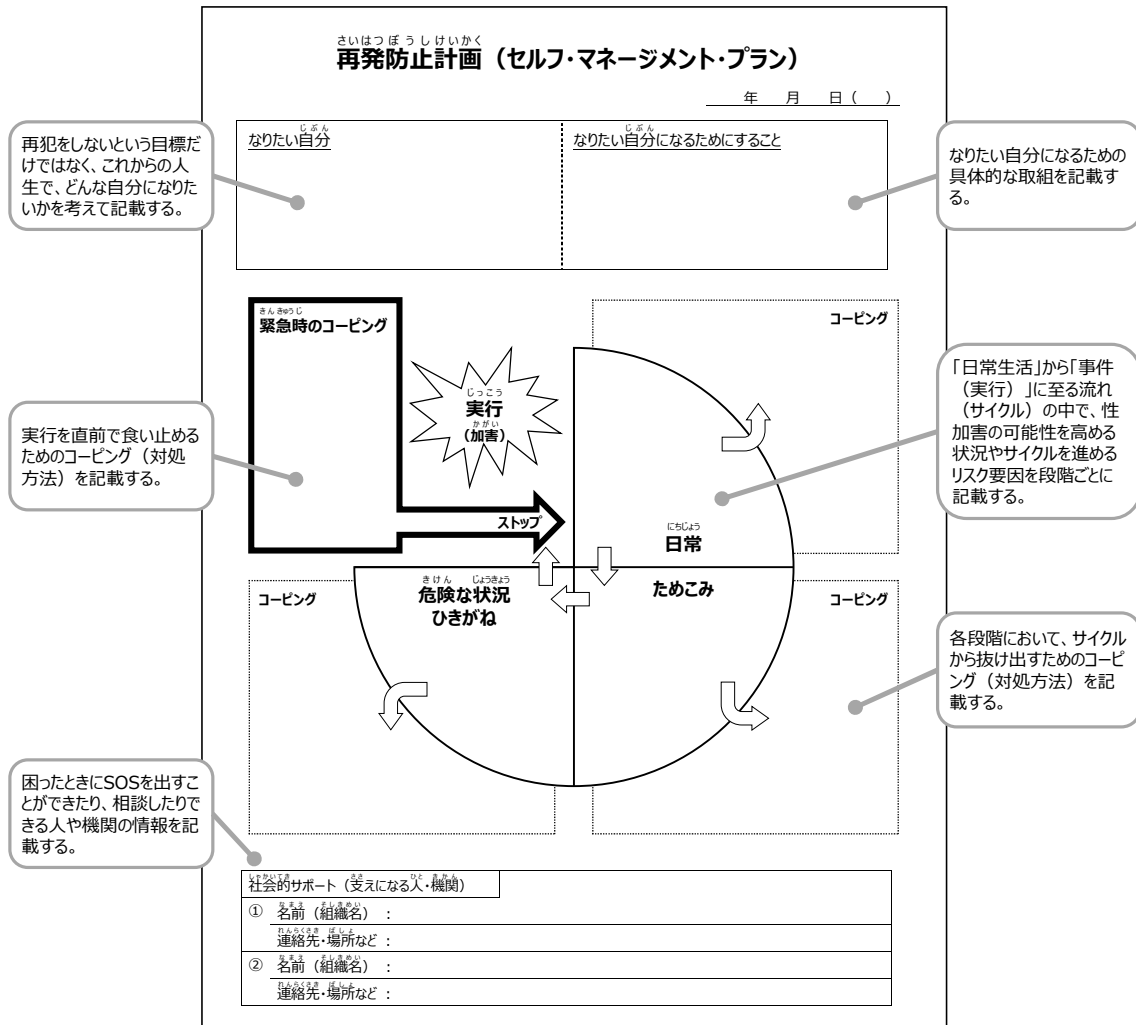


図 7 再発防止計画の内容

出所) 法務省公表資料を参照し作成¹²

¹² 法務省矯正局・保護局「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について(令和4年度～)」(令和4年4月) <https://www.moj.go.jp/content/001371059.pdf>, p.2 (令和5年3月17日閲覧)

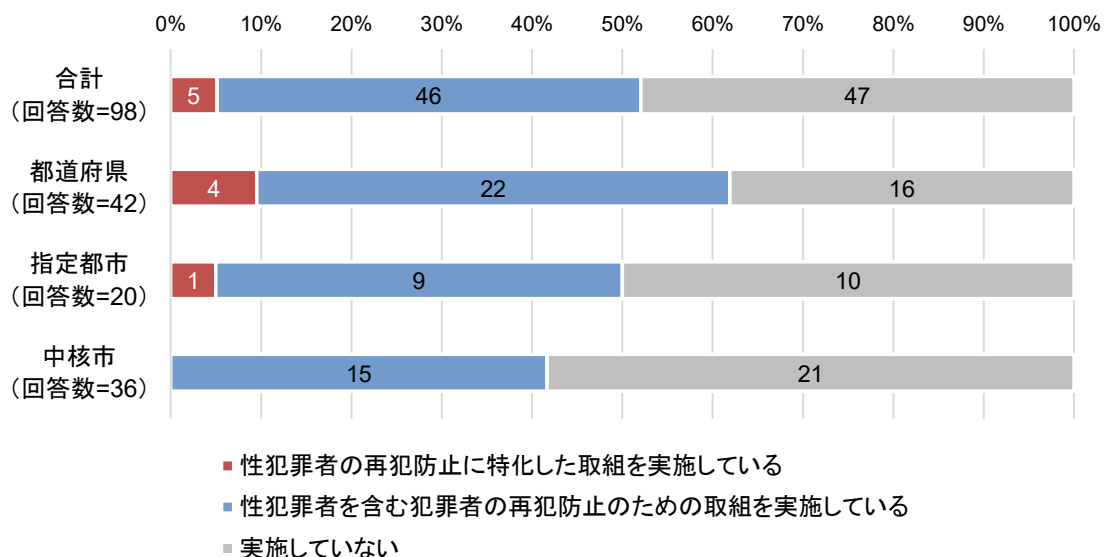
2.3.2 地方公共団体における取組

(1) 全国を取組状況の概要

法務省委託事業において、全国の都道府県と指定都市、一部中核市の再犯防止担当部局を対象として令和4年7～8月にアンケート調査を実施した¹³。

調査の結果、取組の実施状況に関しては、性犯罪をした者の再犯防止に特化した取組を実施している団体は全体の約5%であったが、性犯罪をした者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施していると回答した団体と合わせると5割強で、約半数の地方公共団体において性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組が行われていることが分かった。

また、取組を実施していない団体に対しその理由を尋ねたところ、「どのように行ったらよいか分からないため」が約半数で最も多く、次いで「対応する職員等の知見やスキルが十分でないため」が4割強であった。



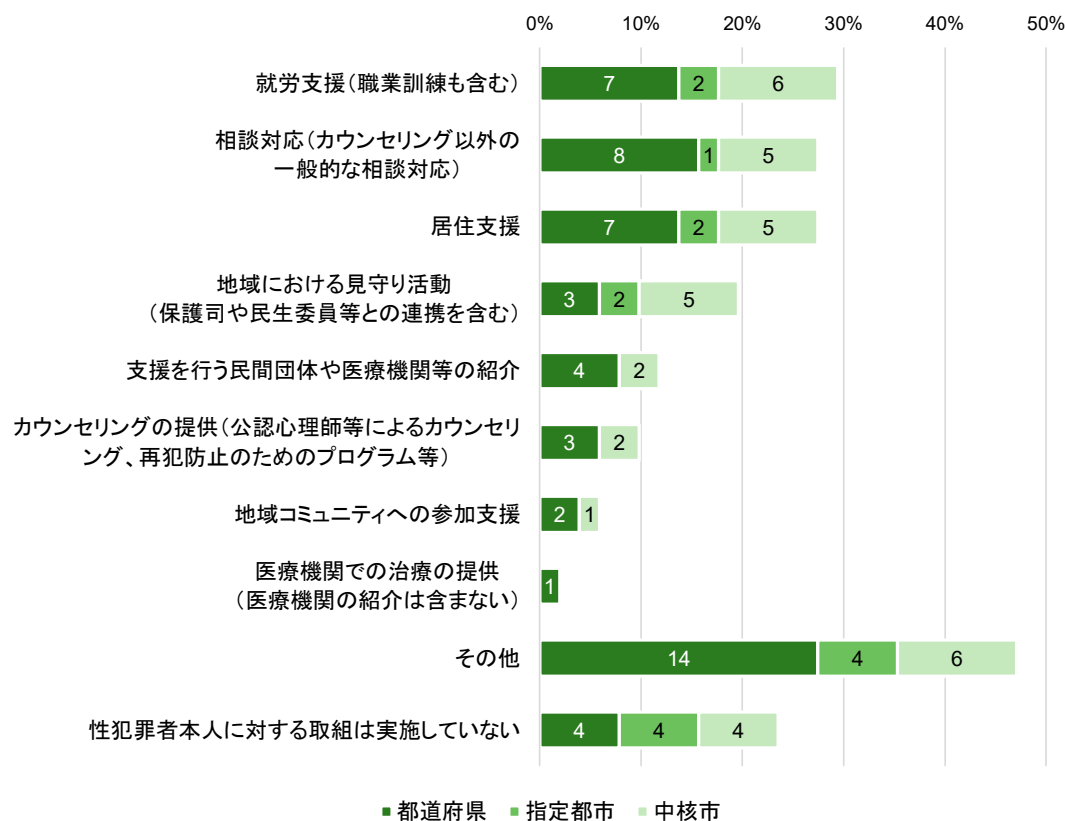
(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 8 取組実施状況

性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者への支援について尋ねたところ、「就労支援（職業訓練も含む）」「相談対応（カウンセリング以外の一般的な相談対応）」「居住支援」がそれぞれ3割弱であった。一方、「カウンセリングの提供（公認心理師等によるカウンセリング、再犯防止のためのプログラム等）」「医療機関での治療の提供（医療機関の紹介は含まない）」は1割以下であった。

¹³ 本項の図中に記載の選択肢は、調査票のとおり表記としている。

回答数=51



(注) 取組を実施している団体のみ回答。棒グラフの数値は回答数である。

図 9 性犯罪をした者に対する再犯防止に向けた支援内容

また、性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者への対応をする職員への支援内容について尋ねたところ、「行政機関や民間団体等の関係者が情報共有や意見交換等を行う場の設定」が 2 割で最も多かった一方で、職員への支援を実施していない団体が 6 割強であった。

地域の民間団体や住民に対する、性犯罪をした者の再犯防止に向けた広報啓発活動、協力依頼等についても尋ねたところ、「理解促進に向けたパンフレットやチラシ等の配布」「理解促進に向けた情報を、ウェブサイトに掲載、または SNS 等で発信」「関係機関に対する再犯防止に係る取組への協力依頼」が 2 割程度であった一方で、広報啓発活動、協力依頼等を実施していない団体は約 45%であった。

さらに、性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者の再犯防止に向けた取組を行う際に連携している機関についても尋ねたところ、保護観察所が 6 割強で最も多く、次いで少年鑑別所（法務少年支援センター）、民間団体（相談機関・支援団体等）、所属機関の他部署（各市・特別区の福祉事務所以外）、警察がそれぞれ 3 割程度であった。一方で、保健所、福祉事務所は 2 割、精神保健福祉センターは 1 割弱であった。

関係機関との連携方法に関しては、「関係機関と定期的に会議を開催している」が 4 割で最も多く、次いで「連携の仕組みはなく、相談事案ごとに都度、関係機関との対応を検討している」が 3 割弱であった。

(2) 特徴的な取組を実施している地方公共団体

1) 都道府県 A 精神保健福祉センター

依存症の相談対応を実施しており、内容は、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症が中心ではあるが、中には性に関する問題行動で悩んでいる人から相談が寄せられることがある。

主な対応方法は、相談員と医師による相談対応であるが、令和4年8月、保護観察所の協力で、保護観察所の性犯罪再犯防止プログラムで使用しているものをベースとしたワークブックを作成した。今後は、相談者の希望があれば、ワークブックによる学習を実施予定である。

なお、性に関する問題は、男性相談者が女性相談員には話しにくいというケースも多い。その場合は、女性相談員が席を外して、男性医師のみで相談対応等を行っている。

2) 都道府県 B

矯正施設等の入所者が出所後すぐに福祉の支援を受けられるよう、自都道府県から相談支援機関につなぐ取組を実施している。性犯罪をした者に特化したものではなく、犯罪をした者等を対象としている。

自都道府県では、矯正施設職員等が対象者とししっかり相談した上で、対象者がリーフレットにある相談したい内容と希望帰住先の記入と同意書へのサイン、矯正施設職員等がフェイスシートと支援依頼書を作成し、自都道府県へ送付する。支援依頼書等を受け取った自都道府県は相談支援機関と矯正施設等との調整を図り、面接の経験を有するオブザーバの同席のもと、矯正施設等に入所している対象者への聞き取り調査や面接を行い、対象者の出所後の福祉支援について検討・準備を行う。

自都道府県ではマニュアルは作らず支援体制の簡単な流れを示した資料を作成し、あとは対象者に合わせて対応している。

相談支援機関の業務については、主に社会福祉法人に委託し、社会福祉士が対応することが多い。同機関がメインで相談を受け付けて、相談内容に応じ同機関が社会資源として把握している機関（NPOや自立準備ホーム、市役所、保健所等）につないでいる。

3) 都道府県 C

都道府県 C の、「子どもを性犯罪から守る条例」は、子供に対する性犯罪を未然に防止するため、平成24年10月1日に施行した。本条例では、18歳未満の子供に対し、強制わいせつ等の性犯罪をして、刑期満了の日から5年を経過しない者が、都道府県 C に住所を定めた場合、14日以内に住所等の届出義務を課している。また、その届出について内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っている。具体的な支援内容として、性加害に焦点を当てた「専門プログラム」や、届出者が他人に知られたくないことに十分に配慮しながら、専門の支援員が適切な関係機関を紹介するなど相談を行う「社会生活サポート」を行っている。

4) 都道府県 D

令和 2 年 5 月から条例に基づき、性暴力加害者相談窓口を開設し、18 歳未満の子供に対する性犯罪で服役した出所者に対して当該窓口での住所等の届出を義務付けている。

また、前記届出者を含む性暴力加害者が再発防止や社会復帰のための支援を窓口に申し出た場合は、必要に応じて再発防止に向けたカウンセリング（再犯防止専門プログラム）等の支援を行っている。

支援のため、常勤で精神保健福祉士の支援専門員 1 名を配置しているほか、非常勤で、カウンセラー 2 名（いずれも臨床心理士）とスーパーバイザー 3 名（臨床心理士 2 名、精神科医 1 名）を配置している。

原則、相談は支援専門員がまず電話で対応し、相談者がカウンセリング等を希望する場合は面接により内容を確認する。相談者への支援の要否及び支援に係る対応方針は、当該相談内容をもとに、カウンセラーやスーパーバイザーを含めた会議で決定している。

窓口では平日の 9 時から 17 時まで相談等を受け付けているが、再犯防止専門プログラム（事前予約制）については、令和 4 年 4 月から、週 2 日、21 時まで時間を拡大した。

5) 中核市 A

平成 28 年頃から市が採用した弁護士職員により入口支援を始めた。法務省の地域再犯防止推進モデル事業を市が受託し、平成 30 年から市社会福祉協議会に更生支援コーディネーター事業を委託して更生支援の取組を実施している。平成 31 年に更生支援及び再犯防止等に関する条例が制定され、令和 2 年 10 月からは、市の単独予算で事業を実施している。

性犯罪に特化した取組ではなく、逮捕時の入口支援や出所後の生活再建のための出口支援を主とした伴走型支援である。

市から市社会福祉協議会には、更生支援コーディネーター事業のほかに、地域総合支援センター、後見支援センター、基幹相談支援センターの運営事業も委託しているため、同じ法人内で連携して支援を実施している。

保護観察所とは対応方針に関する打合せを行うこともあるほか、検察庁等の司法関係機関とも定期的な協議の場を設けている。

2.3.3 民間団体における取組

(1) 全国を取組状況の概要

主に医療機関やカウンセリング機関で対応が行われている。認知行動療法を用いたものが多く、医療機関では必要に応じて薬物療法を組み合わせている。また、家族に対する支援を併せて行っている団体も多く、中には被害者支援も行っている団体もある。

(2) 特徴的な取組を実施している民間団体

医療機関である民間団体 A は、性加害者への治療プログラム、家族セミナー等を実施している。プログラムの手法は認知行動療法であり、初年度の全 12 回の大枠は決まっているが心理士の裁量で内容の変更ができる。参加者からはプログラム開始時に、プログラムで聞

いたことを外で話さない、お互いに連絡を取り合わないなどのルールについての規約書へ署名をもらっている。プログラム終了後にはフォローアップグループを実施しており、3か月に1回は状況を報告しあっている。また、認知行動療法以外にホルモン療法も実施しており、薬物によって性欲自体を低下させることで再犯を防止している。

プログラムの実施期間は3～5年を想定しており、毎年、1年間治療を行った後にアセスメントを行い、心理士及び医師、患者本人の考えも踏まえて話し合いを行い、継続の有無を判断する。実施体制としては医師が1名、心理士が10数名で対応する心理士は女性が多い。

取組の効果の確認としては、治療開始前と開始から1年ごとにアセスメントを行い、どこが良くなったのかを評価している。また、この団体に通院した方の再犯率について数年に一度統計を取っているが、再犯率は3%を切っている。

民間団体 B では、性加害者への個別面接・グループによるプログラム、加害者家族の家族会、被害者家族・加害者家族・専門家らの学習会、専門家への研修等を実施している。スタッフは心理士系が多く、その他に社会福祉士、精神福祉士、元教員、当事者（回復者）が所属しているほか、後方支援のスタッフもいる。性犯罪は個人の問題のみならず、環境、社会、家族の問題であるため、チームを組んで取り組むことを基本としている。

手法は認知行動療法をベースとしている。加害者はグループに参加する形が最も多く、期間や回数は人によって異なる。専門家として自己覚知ができていたり、犯罪の被害・加害に関して同じ人間として対応できることを重視している。

支援者のグループを全国各地で立ち上げている民間団体もある。民間団体 C では、課題のある人の支援に関するセミナー等をしながら幅広く人材を養成しており、弁護士、教員等多職種連携で様々な人が参加している。また、障害がある人を対象としてプログラムを実施し、対象者を中心としたグループセッションを行っている。プログラムでは、対象者の課題の気づきを外在化から内在化へと促している。また、孤立させないための人垣支援を重視している。

3. 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

3.1 地方公共団体の役割

前述のとおり、性犯罪をした者に対しては、刑事施設及び保護観察所において、専門的なプログラム及び指導が実施されている。しかし、性犯罪や問題のある性的行動を繰り返し、嗜癖的な状態にある者もあり、刑期や保護観察期間を終えた後も継続して治療や支援を受け続けることが必要な場合がある。

また、性犯罪をした者は、過剰なストレスを抱えているケースや、人の気持ちが分からないなど、対人スキルに困難を抱えているといったケースが少なくない。こうした認知の在り方に、発達障害や知的障害、パーソナリティ特性が背景にある場合も指摘されており、そのため、福祉的な支援が必要とされる場合がある。

さらに、性犯罪をした者は、就労し生活を再建しようとしても、ハローワークで元受刑者と知った職員が奥でコソコソ話をしていた、過去の性犯罪が発覚して就職できなくなった等、困難な経験をすることもあるほか、家族もどうしたらよいか分からず困っているケースも多いとされる。性犯罪をした者の再犯防止のためには、地域において適切な支援を受けつつ、社会復帰を果たすことが重要である。

そこで、地方公共団体においては、性犯罪をした者やその家族等（以下「性犯罪をした者等」）に対して、どのような支援ができるのかを明確にして周知し、性犯罪をした者等が窓口を訪れたり、関係機関等を通じて支援を求めてきたりした場合、就労支援が必要なのか、福祉支援が必要なのか、それとも医療が必要なのかなど、その支援ニーズを的確に把握し、自らが直接支援する、又は専門的な医療機関につなぐなど、地域の関係機関と連携して必要な支援を提供することが求められる。具体的には、生活・居住・就労支援を担当する部署や精神保健福祉を担当する部署を含む関係部署の間の緊密な連携を図りつつ、以下のような支援を行うことが想定される。

- 本ガイドラインのインテークシートを用いた適切な機関、支援への振り分け
- 都道府県の担当部局や精神保健福祉センター等による専門的なプログラムの実施
- 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、支援機関等における就労・生活等の支援
- 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、医療機関・支援機関等における精神保健等に係る支援
- 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、医療機関・支援機関等における、性犯罪をした者等に対する精神保健等に係る支援

刑事施設・保護観察所から、地方公共団体及び関係機関までの、想定される支援の流れについては図 10 のとおりである。

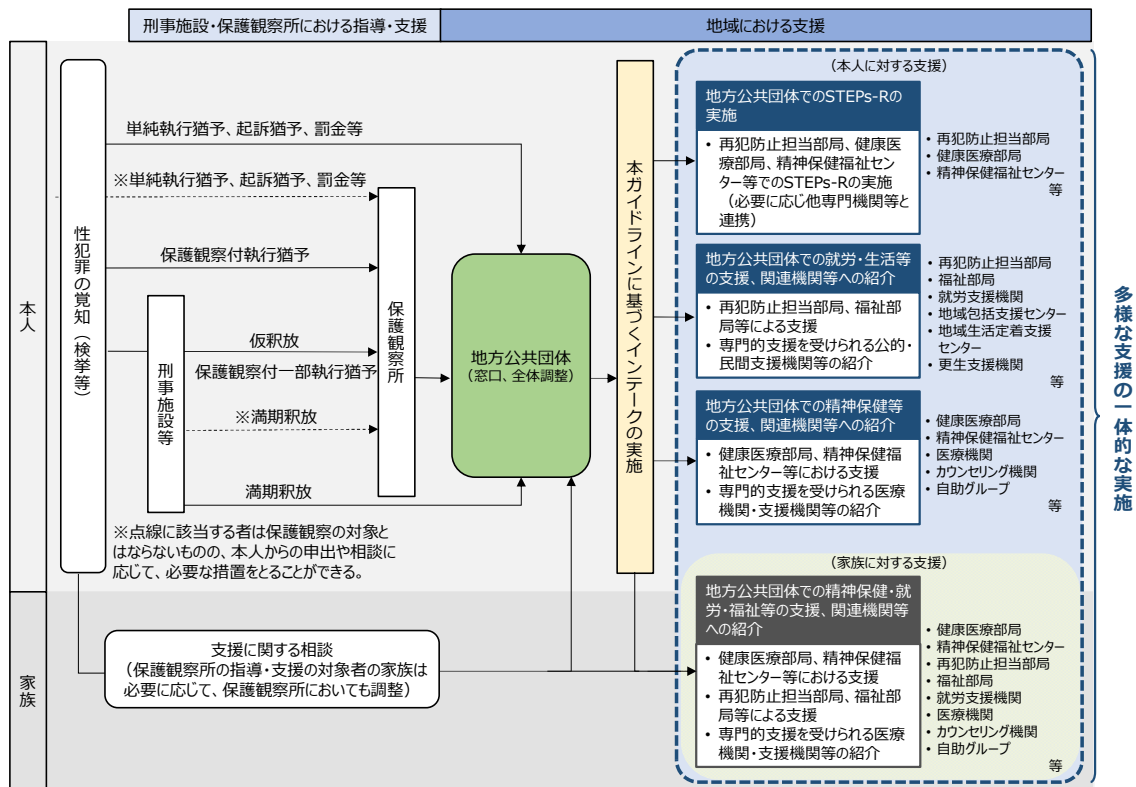
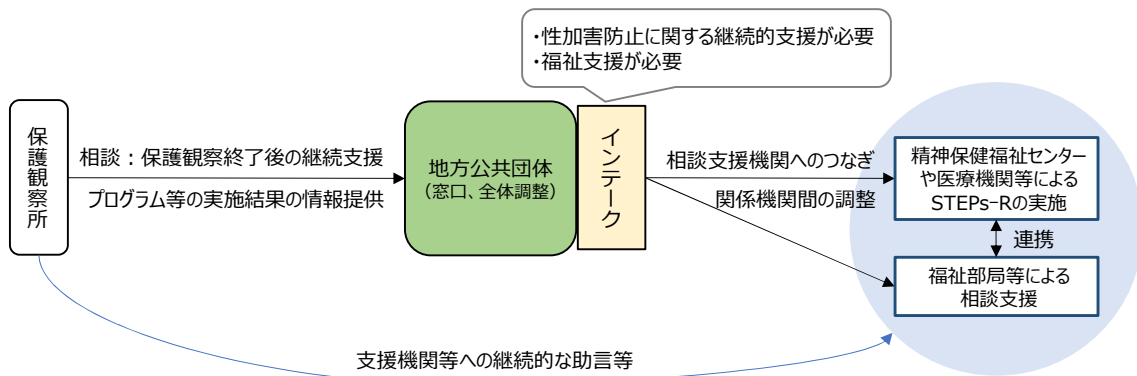


図 10 本ガイドラインを踏まえた性犯罪をした者等に対する地域支援等の流れ（イメージ）

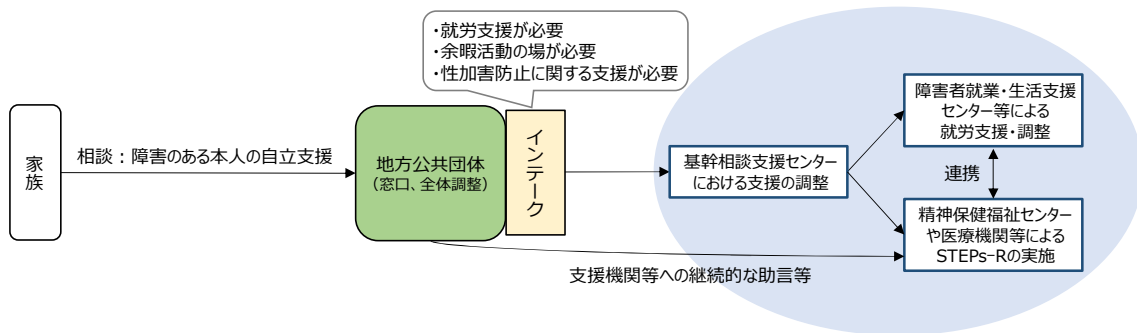
（注）STEPs-R：保護観察所で実施されている性犯罪再犯防止プログラムにおいて使用されている教材「STEPs」を、地方公共団体向けに一部改訂したもの。

支援の流れの具体例は図 11 のとおりである。性加害防止に関する相談の申出は、関係機関や家族からなされることも多く、当初の相談内容が本人の就労・生活・精神保健福祉等に関するものであっても、支援ニーズを把握する過程で、性加害防止に関する支援の必要性が認められることも少なくない。具体例では、形式的に、全体調整を担う窓口が最初に相談を受ける流れを示しているが、最初に相談を受ける機関は、地域により異なることが考えられるため、本ガイドラインを地域の支援の担い手に幅広く共有しておき、一定の共通理解のもと支援を展開することが重要である。

- 保護観察所から保護観察終了後の継続的な支援について相談があった場合の対応例



- 家族から障害のある本人の自立支援について相談があり、インテーク調査の結果、性加害に関する支援ニーズが把握された場合の対応例



- 弁護士から担当する被疑者・被告人の性加害防止に関する支援の相談があった場合の対応例

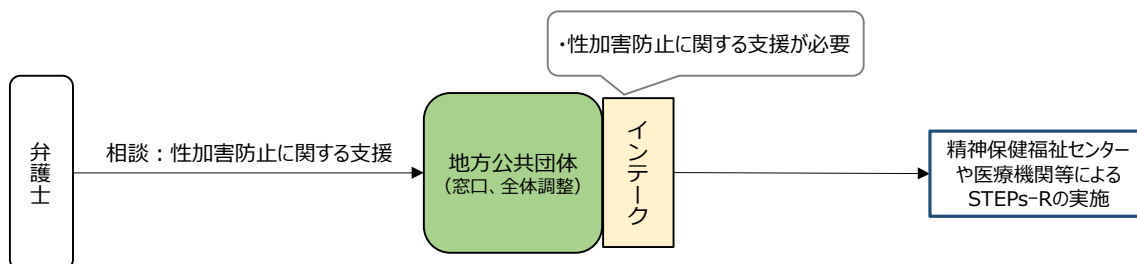


図 11 支援の流れの具体例

3.2 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握

性犯罪をした者等が相談に来た目的や、その主訴に耳を傾け、求めるもの（ニーズ）が何であるかをまずはしっかりと把握することが重要になる。これが地方公共団体の担当者と性犯罪をした者等がつながり始める大切な契機となる。ここでしっかりと対象者の支援ニーズを把握し、地方公共団体として提供できる支援の内容を丁寧に説明し、支援ニーズと関連させて対象者が納得できるように分かりやすく説明することで、その後の支援がスムーズに行われることとなる。

支援ニーズの把握に当たって、どのような項目を聞き取るべきかについては、性犯罪をした者等の置かれている環境、地方自治体において提供できる支援の内容等によって様々であるが、参考として、一般的に必要となると考えられる項目をまとめたインテークシートの例を図 12 に示す。こうしたシートを用いながらも、これを埋めることだけにとらわれることなく、話の流れで柔軟に聞き取りが行われることが望ましい。

ただ、地方公共団体によっては、相談対応経験が浅い職員、もしくは相談対応経験のない職員もいることから、各地方公共団体の対応者の経験・知見等も踏まえて、可能な範囲で聞き取りを行うことが望ましい。なお、インテークシートは地域の実情に合わせて、語句の修正や内容の加除をして差し支えない。

また、刑事施設や保護観察所等が関わっていた性犯罪をした者については、あらかじめ後述する情報提供のスキームを構築しておくことで、一定程度の情報共有が可能となる。当該機関等において、すでに支援ニーズがまとめられている場合は、インテークシートを用いた支援ニーズの把握を省略することもできるが、それを活用しつつ、性犯罪をした者等が求めている支援と想定される支援にずれ違いがないかしっかりと確認することも大切である。

3.2.1 インテーク（聞き取り）実施

性犯罪をした者が抱える問題に応じた対応を実施するため、地方公共団体の担当者が、最初にインテーク（聞き取り）を実施する。インテークシートの内容は、必要に応じて加除することが可能である。

インタビューシート

相談日	西暦	年	月	日
相談者氏名		担当者		

1. 基本情報

年齢（年代）		性別	
同居家族	<input type="checkbox"/> 有（具体的に： ） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
別居家族	<input type="checkbox"/> 有（具体的に： ） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
障害の有無	<input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
関係機関・部署への情報共有に関する本人同意	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

2. 来所経緯、相談内容等

① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯	<input type="checkbox"/> 関係機関からの紹介（紹介元機関： ） <input type="checkbox"/> 本人の希望 <input type="checkbox"/> 家族からの紹介 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
相談・支援歴 （行政・専門機関）	<input type="checkbox"/> あり （時期、対応機関、内容等を具体的に： ） <input type="checkbox"/> なし
これまでに 支援をしてきた 周囲の者	<input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 交際相手 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明

② 来所目的、相談目的・内容

問題となった （改善したい） 性的行動	
主訴	
相談目的	<input type="checkbox"/> 性加害行動の治療・改善 <input type="checkbox"/> 専門機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> 生活支援（生活保護等） <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 居住支援 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
	参考情報 >現在の就労状況 <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 不明 >現在の居住状況 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他住居（具体的に： ） <input type="checkbox"/> 定住している住居はない <input type="checkbox"/> 不明
相談内容	

図 12 インタビューシート例

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者が大事にしたいと考えていること	<input type="checkbox"/> 成長 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 自信 <input type="checkbox"/> 親密さ <input type="checkbox"/> 愛情 <input type="checkbox"/> 時間 <input type="checkbox"/> やりたいこと <input type="checkbox"/> 夢 <input type="checkbox"/> 希望 <input type="checkbox"/> ほしいもの <input type="checkbox"/> お金 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> パートナー <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 余暇・趣味 <input type="checkbox"/> 精神的安らぎ <input type="checkbox"/> 安定した生活 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 人間関係 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____）
	▶上記で選択された事項を大事にしていくために、本人が、どのようなことができそうと考えているか、どのような支援が必要と考えているか

4. 性加害に関する振り返り

① 性加害行動をしていたときの生活について

	分類	項目	詳細
性加害行動をしていたときの生活について (※)	環境	<input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> お金 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	対人関係	<input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 交際相手 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 疲れ <input type="checkbox"/> 睡眠不足 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 気持ち <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	し癖・生活習慣	<input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 睡眠 <input type="checkbox"/> 休日の過ごし方 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

(※) 当該行動をした際の状況を具体的に知るための項目である。聞き取る際は、対応者及び本人が「選択された項目が直接の原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等はやめられない」と捉えないように留意が必要である。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時の状態	(例：頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等)
-------------	-------------------------

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

性加害をやめたいという意志	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ややある <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明
性加害をやめるための具体的な取組・行動	<input type="checkbox"/> ある 具体的に： _____ <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明

5. 対応結果、その他

対応結果	(他機関を紹介、再度来所予定等)
備考 (本人の様子、気づき事項等)	

以上

図 12 インテークシート例（続き）

図 12 のインテークシート例に基づきインテークを行う際は、以下の点に留意することが重要である。

- インテークの進め方

インテークシートの全項目を埋めることが目的ではないため、全項目を無理に聞き出す必要はない。対応者側のインテーク実施経験や性犯罪等に関する知見の保有状況、及び相談者の様子を十分に踏まえた上で、無理のない範囲で聞き取りを行う。

シートを埋めることに集中したり、問診のような形で進めたりすると、相談者の話を十分に聞き取れないことや、相談者から話を十分に聞き出せないことがある。そのため、まずは相談者が話しやすいような環境を構築した上で、シートの項目を踏まえつつも、相談者の話に集中し、状況や意向等を丁寧に聞き取ることが必要となる。

特に、性の問題は語りにくい面があり、相談者にとっては話したくない内容もあるため、相談者の様子を十分に踏まえた上で、聞き取りをしていくことが重要である。

- インテークシートの記入方法

インテークシート例の項目を必ずしも順番に質問していく必要はなく、一部相談者が話した内容に基づく範囲で、該当する事項をインテークシートに記載することも問題ない。

各項目の記入方法や、記入時の留意点は以下のとおりである。

1. 基本情報

基本情報は、相談者の円滑な社会復帰、ひいては再犯防止につなげるために重要な事項であるため、できる限り把握するのが望ましい。「障害の有無」の項目は、必ずしも相談者に直接確認する必要はない。ただし、適切な支援窓口につなげるため、障害者手帳を持っているという発言や、学校等で特殊教育や特別支援教育を受けていた、障害があると相談者が話している場合は、どのような障害があるかについて必要に応じ確認する。また、今後必要な支援につなぐ際に、情報共有がされることは重要であるため、支援を行う関係機関への情報共有について相談者に同意を得ておくことが望ましい。

2. 来所経緯、相談内容等

- ① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯や、これまでに行政・専門機関による相談対応・支援を受けたことがあるか、これまでに周囲の者からの支援を受けてきたかについて記載する。

- ② 来所目的、相談目的・内容

問題となった（改善したい）性的行動については、問題となった行為や、相談者が改善したいと考える行為を記載する。ただし、相談者の様子によっては無理に聞き出す必要はない。

主訴には、相談者が主にどのようなことに困っているか、どのようなことを伝えようとしているか等について記載する。相談目的・内容も、相談者の話をしっかり聞き取った上で記載する。特に、相談目的が「就労支援」「居住支援」の場

合は、現在の状況も聞き取る。

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者から聞いた全体的話を踏まえて、相談者が大事にしたいと考えていると思われる項目にチェックする。各項目（成長、自立等）について、相談者に一つ一つ聴取する必要はない。

「大事にしたいと考えていること」のうち、相談者がどのようなことができそうと考えているか、どのような支援が必要と考えているかを聞き取る。どのような支援が必要かに関しては、相談者の回答が難しい場合もあることから、状況に応じて、地方公共団体側でどのような支援が可能かについて具体的に提示する。

4. 性加害に関する振り返り

本項目については、特に2. ②で相談目的として「性加害行動の治療・改善」が選択された場合等は、可能な範囲で聴取することが望ましい。ただ、対応者側のインテーク実施経験や性犯罪等に関する知見が十分でない場合や、相談者が話しにくそうな場合等は、無理に聞き取りをする必要はない。

① 性加害行動をしていたときの生活について

性加害行動をしていたときの生活について可能な範囲で聞き取る。これらの項目は、相談者が当該行動をした際の状況を具体的に知るためのものであり、当該行動の直接的な原因とは限らない。そのためインテークの際には、対応する者及び相談者が「選択された項目が直接的な原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等はやめられない」と誤った認識を持たないように留意する必要がある。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時に、相談者がどのような状態にあったかを聞き取る。具体的には、頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等を聞き、性加害に至った時の状態や、性加害に至るパターンについて相談者が振り返りをできるようにする。

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

相談者が現在どのような状態であるかを可能な範囲で記載する。性加害をやめるための具体的な取組・行動については、これまでに相談者が具体的な取組や行動を行ってきたかどうかを聞き取る。

5. 対応結果、その他

インテークの結果、どのように対応することになったか（他機関を紹介、再度来所予定等）を記載する。また、相談者の様子で気になることや、記録を残して他の支援者に共有したほうがよい事項等があれば、備考欄に記載する。

• インテークシートの管理方法

個人情報が含まれるため、担当部局等で取扱者を限定した上で、厳重に管理する。

3.2.2 インテークの実施例

インテークを実施する際に、「どのような質問を相談者に投げ掛ければよいのだろう？」などと思う際は、次のようなポイントを参考にする。

(全体的な進め方について)

- すべての項目を埋めようとする必要はない。
- インテークシートの記載順通りに聞く必要もない。

(進め方の例)

- 挨拶、日常的な会話、自己紹介等
- インテークの進め方、聞いた内容に関する守秘義務の説明
- 伺った内容のメモを取ることに関する承諾の取得
- 関係機関・部署への情報共有に関する本人同意の取得

(聞き方の例)

- 「あなたのごことや、あなたのご家族のことを伺ってもよろしいですか」
- 「同居、あるいは他のところに住んでいるご家族はいらっしゃいますか」
- ※ 障害の有無は、関連する話が出た時のみ聴取。

(聞き方の例)

- 「どこかで紹介を受けて本日お越しになりましたか、それともあなたのご希望でお越しになりましたか」
- 「これまでどこかで相談をしたり、支援を受けたりしたことはありますか」
- 「あなたが性加害をやめるために、あなたを支えてくれた人はいますか」

(聞き方の例)

- 「どのようなことで困っていたり、どのようなことに不安があったりしますか」
- 「過去にあなたがとった性加害行動や、改善したいと思う性加害行動について伺ってもよろしいですか」
- 「どのような支援が必要、もしくは受けたいと思いますか（必要に応じ、提供可能な支援内容の例示）」
- 「現在の就労（居住）状況を伺ってもよろしいですか」

インテークシート

相談日	西暦	年	月	日	
相談者氏名			担当者		

1. 基本情報

年齢（年代）		性別	
同居家族	<input type="checkbox"/> 有（具体的に：） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
別居家族	<input type="checkbox"/> 有（具体的に：） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
障害の有無	<input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
関係機関・部署への情報共有に関する本人同意	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

2. 来所経緯、相談内容等

① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯	<input type="checkbox"/> 関係機関からの紹介（紹介元機関：） <input type="checkbox"/> 本人の希望 <input type="checkbox"/> 家族からの紹介 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）
相談・支援歴（行政・専門機関）	<input type="checkbox"/> あり （時期、対応機関、内容等を具体的に：） <input type="checkbox"/> なし
これまでに支援をしてきた周囲の者	<input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 交際相手 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明

② 来所目的、相談目的・内容

問題となった（改善したい）性的行動	
主訴	
相談目的	<input type="checkbox"/> 性加害行動の治療・改善 <input type="checkbox"/> 専門機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> 生活支援（生活保護等） <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 居住支援 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：） 参考情報 >現在の就労状況 <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 不明 >現在の居住状況 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他住居（具体的に：） <input type="checkbox"/> 定住している住居はない <input type="checkbox"/> 不明
相談内容	

図 13 インテークシートの実施例

27

(聞き方の例)

- 「あなたが大事にしたいと思うことや、こんな自分になりたいと思うことはありますか」
- 「そのために、どのようなことができそうですか、どのような支援が必要ですか」

(聞き方の例)

- 「性加害行動をしていたときの、仕事、住まい、対人関係、心身、お酒等の状況について教えていただけますか (必要に応じ、各項目の例示)」

(聞き方の例)

- 「性加害行動をした時に、どのような状態でしたか。例えば、頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等がありますか」
- 「性加害行動をやめたいと思ったり、やめるための行動をとったりしていますか」

(進め方の例)

- 対応の結果 (対象者への今後の支援予定等) を記載。
- 本人の様子等について、気づいた点等を記載。

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者が大事にしたいと考えていること	<input type="checkbox"/> 成長 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 自信 <input type="checkbox"/> 親密さ <input type="checkbox"/> 愛情 <input type="checkbox"/> 時間 <input type="checkbox"/> やりたいこと <input type="checkbox"/> 夢 <input type="checkbox"/> 希望 <input type="checkbox"/> ほしいもの <input type="checkbox"/> お金 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> パートナー <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 余暇・趣味 <input type="checkbox"/> 精神的安らぎ <input type="checkbox"/> 安定した生活 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 人間関係 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)
>上記で選択された事項を大事にしていくために、本人が、どのようなことができそうと考えているか、どのような支援が必要と考えているか	

4. 性加害に関する振り返り

① 性加害行動をしていたときの生活について

分類	項目	詳細
環境	<input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> お金 <input type="checkbox"/> 住まい	
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	
対人関係	<input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 職場	
	<input type="checkbox"/> 交際相手 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
心身の状況	<input type="checkbox"/> 疲れ <input type="checkbox"/> 睡眠不足	
	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 気持ち <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
し癖・生活習慣	<input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> ギャンブル	
	<input type="checkbox"/> 睡眠 <input type="checkbox"/> 休日の過ごし方 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

(※) 当該行動をした際の状況を具体的に知るための項目である。聞き取る際は、対応者及び本人が「選択された項目が直接的な原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等はやめられない」と捉えないように留意が必要である。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時の状態	(例: 頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等)
-------------	--------------------------

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

性加害をやめたいという意志	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ややある <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明
性加害をやめるための具体的な取組・行動	<input type="checkbox"/> ある 具体的に: _____ <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明

5. 対応結果、その他

対応結果	(他機関を紹介、再度来所予定等)
備考 (本人の様子、気づき事項等)	

以上

2

図 13 インテークシートの実施例 (続き)

3.3 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方

性犯罪をした者が刑事司法手続を終了した後、再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として生活していくためには、性に関する専門的な支援はもとより、就労や生活の建て直し、人とのつながりといった様々な支援が必要となる。

特に広域自治体である都道府県においては、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、域内の市区町村に対する支援やネットワークの構築に努めることや、犯罪をした者等に対する支援のうち市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援(就労支援や配慮を要する者への居住支援、罪種や特性に応じた専門的支援等)について、

地域の実情に応じた実施に努めることが求められる¹⁴。

本項目では、性犯罪をした者の支援ニーズを把握した後の具体的な支援について取り扱う。

取組に当たっては、地域規模や地域の実態等に応じて、地方公共団体の他部局や、民間団体を含む他機関とも連携しながら、柔軟に対応することが望ましい。

3.3.1 性犯罪をした者の就労・生活支援等

法務省の調査によれば、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であり（令和元年）、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保が非常に重要である。

就労・生活支援により性犯罪をした者の生活を安定させたり、生活の質を向上させたりすることで、再犯防止につなげることが大切である。性犯罪をした者の状況や希望に応じて関係機関と相談・調整を行い、就労支援や生活支援等を行う。

特に、性犯罪をした者に知的障害がある場合や高齢である場合は、地域生活定着支援センターや基幹相談支援センター等の機関や、社会福祉士等の専門職と連携しながら、適切な支援につなげる必要がある。

3.3.2 性犯罪をした者の家族に対する支援

性犯罪をした者の再犯防止のためには、本人が努力することが最も重要だが、家族や周囲の人の協力も欠かすことができない。性犯罪をした者の立ち直りのためには、まず家族自身も健康であることが何より重要である。

表 2 家族が直面する出来事・状況の例¹⁵

事件への対応	<input type="checkbox"/> 参考人として捜査機関から事情聴取を受けた <input type="checkbox"/> 公判において情状証人として証言を求められた <input type="checkbox"/> 夫婦関係や家族の性癖等、羞恥心を伴う内容を話さざるを得なかった <input type="checkbox"/> 被害者への謝罪や被害者からの要望等に対する対応を本人に代わってやむなく引き受けた <input type="checkbox"/> 高額な被害弁償を肩代わりした
社会からの目	<input type="checkbox"/> マスコミからの取材で事件や事件以外のことも聞かれた <input type="checkbox"/> 以下の内容のようなことを周囲から言われたり、インターネットに書き込まれたりした。 ・育て方（関わり方）が悪いからこうなった ・気づいていたのに見て見ぬふりをしていたんじゃないか ・あなたが性欲を満たさなかったからだ

¹⁴ 第二次再犯防止推進計画に基づく。

¹⁵ 法務省保護局の資料を参照。

日常生活への影響	<input type="checkbox"/> 笑ったり楽しいことをしたりすることへの抵抗感が生まれた <input type="checkbox"/> 自責の念にかられた <input type="checkbox"/> 本人に対して不信感や嫌悪感を持つようになった <input type="checkbox"/> インターネットに名前が残り、本人や他の家族の結婚・就職に支障をきたした <input type="checkbox"/> 他の家族をケアする必要性が生じた <input type="checkbox"/> 悩みを共有できる人がいない <input type="checkbox"/> 親戚付き合いが疎遠になった <input type="checkbox"/> 周囲から孤立してしまった <input type="checkbox"/> 転職や失業に追い込まれた <input type="checkbox"/> 被害者や周囲から転居を求められた <input type="checkbox"/> 周囲の目が気になり行動範囲が狭くなった
----------	---

当然のことながら、家族にも自身の人生を幸せに生きる権利がある。困難な場面や状況に直面したときは、周囲に頼ることを伝える。

医療機関や福祉機関等で家族の相談に応じているところや同じ悩みを抱えた人の集まりとしての自助グループを紹介する。相談できる機関の状況は地域によって異なるため、あらかじめリストアップしておくことが望ましい。

表 3 地域にある家族が相談できる機関

機関名	相談できること	連絡先

注) 各地方公共団体において、地域の相談機関のリストアップにご利用ください。

3.3.3 地方公共団体による専門的支援の実施

(1) 地方公共団体における性犯罪をした者に対する専門的なプログラムによる支援

地方公共団体において、専門的な支援を実施することが可能であれば、資料として添付した STEPs-R を用いて実施することが考えられる。これは、保護観察所において実施されている性犯罪再犯防止プログラムにおいて使用されている教材である STEPs を地方公共団体向けに一部改訂したものである。そのため、実際に運用する際には、保護観察所と連携をとり、相互にプログラムに関する知見を共有できる体制を整えることが有効である。

また、STEPs-R 実施後も、引き続き継続的な支援を実施する場合は、セルフチェックシートを活用してカウンセリング等を実施することが考えられる。保護観察所においても、同シートを用いて、STEPs 終了後のメンテナンスプログラムを実施しており、こちらについても

保護観察所との連携が有効である。

それぞれの地域の実情に応じて、担当部署に専門の支援員を配置する、医療機関等の専門機関からスーパービジョンを受けるなど、実施が可能な体制を確保することが必要である。

なお、刑事施設や保護観察所等における処遇プログラムの受講状況によっては、対応や方法を変えることも可能である。図 14 にその対応例を示す。

例えば、保護観察所の処遇プログラム受講者については、同プログラムで学んだことを確認後、セルフチェックシートを活用した支援を実施することが考えられる。

本ガイドラインで示している STEPs-R、セルフチェックシートは地域の実情に合わせて、語句の修正や内容の縮減が可能であるが、再発防止計画の要素を網羅するため、STEPS-R の「A-2 性加害のサイクル」、「B-2 日常生活における認知のクセ」、「B-4 認知を変えてみる」、「C-1 問題への対処」、「E-2 になりたい自分」の要素は含めるようにすることが望ましい。

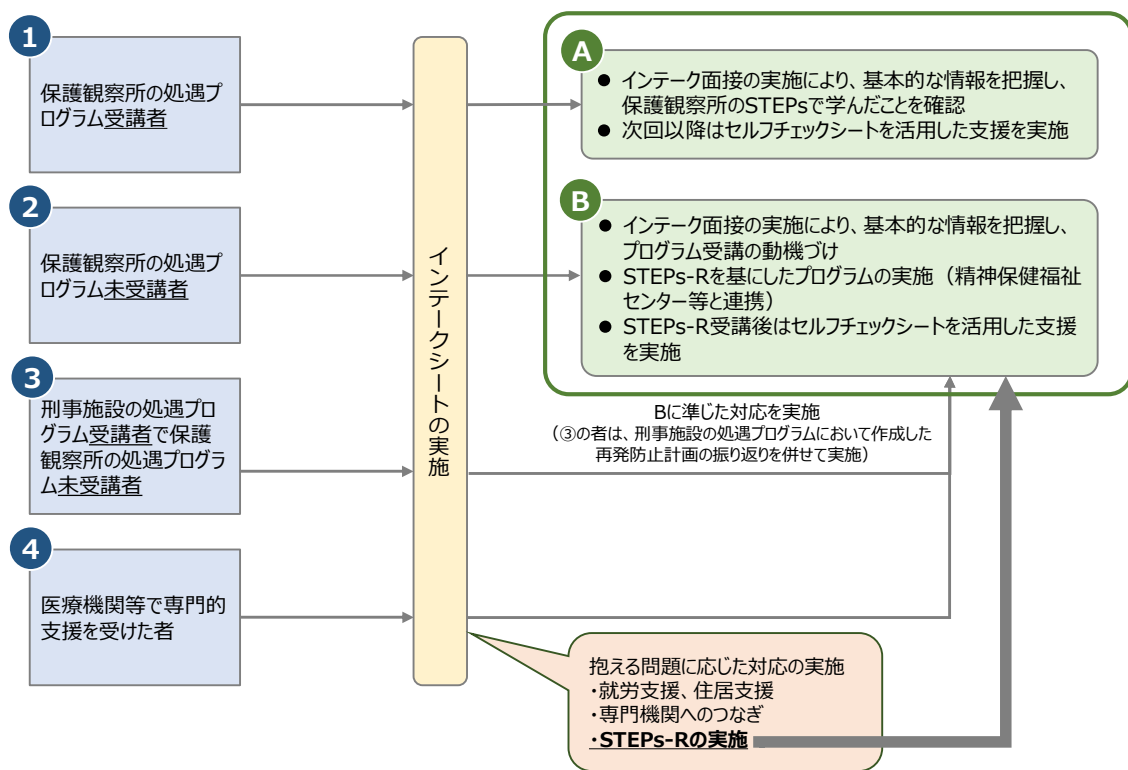


図 14 刑事施設や保護観察所等での処遇プログラムの受講状況に基づいた対応例

(2) セルフチェックシートの実施

性犯罪をした者に対し、継続的に支援を実施するとともに、その時々合わせた支援ニーズを把握することは非常に望ましい。その点、法務省保護局において作成されたセルフチェックシートは有用と考えられる。セルフチェックシートは性加害から離れた生活を送るための取組を四つの領域にまとめたものである。自ら取り組むことができたことを定期的に視覚化することで自己肯定感を高め、動機付けを高めることも目的としている。

セルフチェックシート

年 月 日 ()

1 今月の生活を振り返り、当てはまる□にチェックを付けてみましょう。
それから、それぞれの領域について最もよくできた場合を5点、最もできなかった場合を1点として点数を付けてみましょう。また、他にも取り組んでいることがあれば教えてください。

4つの領域

- 認知・性的な興味関心
- 問題への対処
- 対人関係
- 新たな生活

4つの領域の取組状況を表すレーダーチャート

💡できた取組の視覚化

各領域それぞれについて、最もできた場合を5点、最もできなかった場合を1点としてレーダーチャートを作成する

<p>認知・性的な興味関心</p> <p><input type="checkbox"/> 認知のクセが出てきたとき、そのことに気づくことができている。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知のクセが出てきたとき、その認知にひきずられず、他の認知を選ぶ取組をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 性的な欲求をコントロールしようと努力している。</p> <p><input type="checkbox"/> アルトメディアを視聴するときは、現実とは異なる部分があることを意識している。</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>問題への対処</p> <p><input type="checkbox"/> 自分が抱えやすい問題を理解している。</p> <p><input type="checkbox"/> 問題が起きたときに備え、いくつかのコーピング（対処方法）を準備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 問題が起きたとき、コーピングを実践している。</p> <p><input type="checkbox"/> 問題が起きたとき、イライラしたり、落ち込んだりなど大きく動揺することが少ない。</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>対人関係</p> <p><input type="checkbox"/> 相手の立場を考えて行動している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自分の考え・気持ちを相手に伝えられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活の中で、「会話」をする相手がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 自分の「大切なこと」を話せる相手がいる。</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>新たな生活</p> <p><input type="checkbox"/> 仕事や学校、自分で決めた取組に熱心に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 事件につながる生活習慣と距離を置いている。</p> <p><input type="checkbox"/> なりたい自分に向けて日々努力している。</p> <p><input type="checkbox"/> 再発防止計画を意識して生活している。</p> <p><input type="checkbox"/></p>

2 チェックが付いていない取組にチェックを付けるためには、どんな取組が必要か考えてみましょう。

3 悩み事や心配事があれば教えてください。

セルフチェックシートはこれで終了です。お疲れさまでした。

💡できた取組の視覚化

□のうち本人が取り組んだことで当てはまるものにチェックを付ける。

本人の
強みに加え、
問題や課題も把握

↓

再犯防止に向けたフォローアップ

チェックが付いていない□にチェックを付けるための取組を記載する。

本人の悩みや心配事を記載する。

図 15 セルフチェックシートの内容

出所) 法務省公表資料を参照し作成¹⁶

¹⁶ 法務省矯正局・保護局「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）」（令和4年4月）<https://www.moj.go.jp/content/001371059.pdf>、p.9（令和5年3月17日閲覧）

(3) セルフチェックシートの実施方法¹⁷

1) 各領域の取組を確認する（問1）

- 各領域の□は、各領域に取り組んでいくにあたって、特に重要と思われる取組を挙げたものである。
- □のうち性犯罪をした者本人が取り組んだことで当てはまるものを対応者が一緒に確認する。また、□以外で他に取り組んだことがあれば確認する。

★「問題への対処」で着目するポイント

プログラムで学んだコーピング（対処方法）を実践できているか

★「認知・性的な興味関心」で着目するポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 性加害を許す認知に気づいたら、対処しようとしているか・ 性的な活動にどれだけ時間と金銭を費やしているか |
|--|

- チェックを付けられなかったところではなく、チェックを付けることができたところに着目する。
- □を一つでもチェックできた場合は、性加害から離れた生活を継続しようと本人が取り組んでいるというある意味の証拠であるため、評価する。

2) 各領域の達成状況を点数化する（問1）

- 各領域それぞれについて、最もできた場合を5点、最もできなかった場合を1点として、本人が作成した「レーダーチャート」を確認する。

点数は各領域の取組を実行できたか、本人の自己評価を確認するものである。チェックできた取組が一つでもあれば、5点となることもあっていいこととする。
--

3) チェックが付いていない取組について考える（問2）

- ここでは、チェックが付いていない□にチェックを付けるための取組を考えさせ、更なる取組を促すことを意図している。
- 例えば、「問題への対処」のチェックが少ない人は認知のクセが邪魔しているのかもしれないし、「新たな生活」のチェックが少ない人は他の領域の取組が不十分な可能性がある。四つの領域全体を本人と一緒に確認しながら、そのようなことを問いかけ、日々の取組としてどのようなことをプラスしていけるのか話し合う。
- 問1の内容を確認する中で、話題にできなかったところをこの問で取り上げることも考えられる。

4) 悩みや心配事を確認する（問3）

- 最後に、本人の悩みや心配事を確認する。

¹⁷ 法務省保護局の資料を参照。

5) セルフチェックシートの記載例と質問・確認のポイント¹⁸

セルフチェックシートを実施した際、「本人の考えを聞いてみたいな」、「どのような質問を本に投げ掛ければよいのだろうか?」と思う際は、次のようなポイントを参考にする。

セルフチェックシート

年 月 日 ()

1 今月の生活を振り返り、当てはまる□にチェックを付けてみましょう。
それから、それぞれの領域について最もできた場合を5点、最もできなかった場合を1点として点数を付けてみましょう。また、他にも取り組んでいることがあれば教えてください。

認知・性的な興味関心

認知のクセが出てきたとき、そのことに気づくことができている。

認知のクセが出てきたとき、その認知にひきずられず、他の認知を選ぶ取組をしている。

性的な欲求をコントロールしようとしている。

アダルトメディアを視聴するときは、現実とは異なる部分があることを意識している。

問題への対処

自分が抱えやすい問題を理解している。

問題が起きたときに備え、いくつかのコーピング(対処方法)を準備している。

問題が起きたとき、コーピングを実践している。

問題が起きたとき、イライラしたり、落ち込んだりなど大きく動揺することが少ない。

対人関係

相手の立場を考えて行動している。

自分の考え・気持ちを相手に伝えられている。

日常生活の中で、「会話」をする相手がいる。

自分の「大切なこと」を話せる相手がいる。

仕事で、前よりも周りを頼ろうとしている。

新たな生活

仕事や学校、自分で決めた取組に熱心に取り組んでいる。

事件につながる生活習慣と距離を置いている。

なりたい自分に向けて日々努力している。

再発防止計画を意識して生活している。

2 チェックが付いていない取組にチェックを付けるためには、どんな取組が必要か考えてみましょう。

職場で、話しかけづらい人にも話しかけてみる。

3 悩み事や心配事があれば教えてください。

母親とほとんど話さないこと。

セルフチェックシートはこれで終了です。お疲れさまでした。

特に点数の高いところについて、例えば、「**特に新たな生活で4点をつけたのはどのようなところからですか?**」など、理由や背景を聞くと、本人にとっての課題や得意なことが見えてくる。

□だけの項目について、記載されている場合は具体的なエピソードを聞いてみると、本人の取組をより深く理解できる。記載されていない場合は、無理に聞く必要はない。

「チェック項目には当てはまらないが、本人にとって大事なこと」などを把握できる。

当てはまった項目について、例えば、「**どんなことをしているのか教えてください**」、「**●●について少し教えてください**」など、具体的な内容や頑張ったポイントを聞いてみると、本人の頑張りをより詳細に知ることができます。

この取組により、どの項目にチェックが付きそうか確認することで、本人の頑張ろうとしていることや、比較的得意なことがわかる。記載されていない場合は、例えば、「**今後新しく取組めそうなこと**や**継続して取組めそうなこと**はありますか?」などと、本人の考えを聞いてみると良い。

図 16 セルフチェックシートの記載例と質問・確認のポイント

出所) 法務省公表資料を参照し作成¹⁹

¹⁸ 法務省保護局の資料を参照。

¹⁹ 法務省矯正局・保護局「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について(令和4年度~)」(令和4年4月) <https://www.moj.go.jp/content/001371059.pdf>, p.9 (令和5年3月17日閲覧)

3.4 性犯罪をした者の再犯防止のための取組における留意点

3.4.1 性犯罪をした者に対する接し方

(1) 性犯罪をした者に対する動機付け

性犯罪をした者の再犯防止に当たっては、性犯罪をした者本人が「再犯をしたくない」「性問題行動を起こしたくない」と考え、治療・支援等に意欲を持つことが重要である。そのため支援者は、本人に対して、治療や支援等に対する動機付けを行ったり、治療や支援等を受ける意欲が低下していないかを適宜確認したりする必要がある。

(2) 性犯罪をした者との面談における工夫

性の問題は語りにくい面があり、性犯罪をした者本人が抱える問題やその背景を詳細に把握できない場合がある。そのため、本人が話しやすいような状況を作ることが重要である。例えば、本人が異性の職員に対して話をしにくい場合には、同性の職員に話をしてもらうようにすることも考えられる。

また、本人から直接聞いた話と客観的な事実が異なる場合や、本人の発言が変わる場合があることに留意した上で、対応することが重要である。

(3) 性犯罪をした者に接する姿勢・態度

再犯防止に向けた性犯罪をした者に対する支援は、性犯罪をなくすための取組であるということを、前提とする必要がある。その上で、性犯罪という犯罪・暴力をなくすために、再犯防止に向けて性犯罪をした者本人に対して治療・支援等を行うことが重要である。

また、本人に対して先入観を持ったり、過剰に怖がったりすることなく、ほかの対人援助と同様に本人との信頼関係を構築しながら、本人に寄り添った支援を心がけることが大切である。

3.4.2 支援者側の体制、取組方法

(1) 他職種の職員等との連携

性犯罪をした者の状況、例えば再犯状況（初犯または累犯）や、罪状、性依存症等の症状、出所後の家族からの支援の有無等は一人一人異なることから、性犯罪をした者の状況やニーズに適した支援ができるよう、関係者と調整し支援に当たる必要がある。

性犯罪をした者の認知の問題等の改善のみならず、性犯罪をした者が再犯をしない環境を整えられるよう、対象者の状況に応じて、精神科医、保健師、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の様々な職種との連携を進めることが大切である。

(2) 支援者に対するケア

性犯罪をした者への支援に熱心に取り組んできた支援者が、意欲を失いスランプに陥る

ことがあり、これを燃え尽き症候群（バーンアウト・シンドローム）という。また、性犯罪をした者が再犯をした時に、支援に問題があったのではないかとして支援者が批判されることもある。

性犯罪をした者に対する支援においては、支援者側に大きなストレスがかかる場合があることから、複数名で支援に当たる体制を構築する、無理のないスケジュールで支援を行う、支援者の精神状態を把握し、必要に応じて支援者自身の心のケアを行う等といったことが必要である。

3.4.3 取組を進めるに当たってのポイント、留意点

(1) 性犯罪の被害者に対するケア

性加害による被害は、被害者の人生を大きく左右してしまうほど甚大な影響があり、性犯罪をした者が二度と性加害に至らないようにすることが不可欠である。

性犯罪をした者の再犯防止の取組は、性犯罪をした者本人に対する円滑な社会復帰のための支援であるが、同時に性犯罪の加害者と被害者を生まないための予防と根絶のための取組である。

そのためには、性犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解した上で、性犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう配慮して取り組む必要がある。

また、性犯罪被害者はもとより、地域の住民に対しても、本取組に関する情報を提供し、理解を得るなど性犯罪根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行うことが重要である。

被害者支援を行っている公的機関のほか、各地域には、被害者支援や相談対応といった活動をしている民間団体が存在する。

表 4 及び表 5 は主な公的機関、民間団体の例である。被害者支援センターとは、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク²⁰に加盟する民間支援団体であり、現在各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた 47 の団体と、指定を目指す 1 団体が加盟している。

各地方公共団体の再犯防止担当部署は、これらの各機関の連絡先を把握した上で、性犯罪をした者が地域に戻った後の取組に対する理解を深めておくことが望ましい。

²⁰ 公益社団法人全国被害者支援ネットワークウェブサイト <https://www.nnvs.org/> (令和 5 年 3 月 17 日閲覧)

表 4 全国の性犯罪被害相談窓口

※最寄りの機関につながります

機関名	相談できること	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力に関する相談を受け付け、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行っている。	(全国共通番号) 携帯電話、NTT アナログの固定電話からは#8891 NTT ひかり電話からは 0120-8891-77 ※宮城県内の NTT ひかり電話からは 0120-556-460 ※埼玉県内の NTT ひかり電話からは 0120-31-8341 ※高知県内の NTT ひかり電話からは 0120-835-350
性犯罪被害相談電話 (ハートさん)	性犯罪の被害に遭われた方の専用相談窓口。全国共通の電話番号で、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる。	(全国共通番号) #8103
性暴力に関する SNS 相談「Cure Time (キュアタイム)」	性暴力に関する SNS 相談。PC やスマートフォンからチャットで相談できる。	https://curetime.jp/

表 5 地域にある性犯罪被害者支援機関

機関種別	各地域の機関名	相談できること	連絡先
都道府県警察本部			
法テラス			
弁護士会			
医療機関			
カウンセリング機関			
被害者支援センター			

注) 各地方公共団体において、地域の被害者支援機関のリストアップにご利用ください。

(2) 支援期間、支援を終えるタイミング

支援内容や性犯罪をした者の状況により支援期間は異なるが、性犯罪をした者本人が希望する場合に適宜必要な支援が受けられるようにすることが必要である。また、支援終了のタイミングは、本人と支援者側で相談の上で決める必要がある。本人が支援継続の必要性を感じていない場合であっても、支援者側において引き続き支援が必要と判断された場合に

は、本人と十分に話し合った上で、継続有無を決めることが大切である。支援そのものには終わりがあるものではないため、一つの支援機関に一度つないだら終わりということではなく、必要に応じて複数の支援方法を検討したり、フォローアップをしていったりすることが重要である。

また、支援終了後も、本人が必要な時に再度支援を受けられるような体制を整える必要がある。特に、一度の対応で終わる可能性がある場合には、今後本人にとって役立つような情報（相談窓口や民間団体等の情報）を提供することが推奨される。

(3) 多様な医療や民間団体等における支援の検討

性犯罪をした者が地域に戻った後は、その必要性や性犯罪をした者本人の希望があれば性問題や性依存に関する医療機関・カウンセリング機関につなぐことが必要であるが、専門的治療が支援のすべてではないという点にも留意が必要である。

すべての地域に必ずしも適切な医療機関・カウンセリング機関があるとは限らないため、例えば転居先の地域にはこれまで本人が通っていたような性依存に関する治療を受けられる機関が近くにないといったことも考えられる。そうした場合、性依存に特化した専門的な医療機関がないということで支援を断念するのではなく、例えば各地域の実情や特徴を踏まえて支援が必要な人の居場所づくりを行っている団体や、地方公共団体のサポート機関、認知行動療法等を実施している医療機関等を紹介するなど、本人が通いやすい機関につないでいくとよい。

このように、就労や生活に関する支援はもとより、家族や他人との人間関係や世代に応じた悩みといった多様な相談に応じ、本人が何らかの支援につながっていただける環境を作ることが、再犯防止に向けた当事者の支援にとって重要である。

3.5 支援に関する広報の在り方

性犯罪をした者に限らず、犯罪をした者等の再犯防止に関して、地域住民等から理解と協力を得ることが不可欠である。また、地域社会において刑を終えて出所した人に対する人権侵犯や、偏見・差別がないようにする必要がある。

そのため、広報啓発活動を行い、再犯防止対策は犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組であることを、発信していくことが重要である。

広報啓発方法は、地方公共団体ウェブサイトでの情報提供や広報誌やチラシでの情報発信、シンポジウムの開催等があり、地方公共団体の状況に応じて適切な方法を検討する必要がある。

4. 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方

4.1 連携対象となる各機関の役割及び連携方策

社会に戻った性犯罪をした者の再犯防止を地方公共団体で推進していくためには、官民を問わず、様々な機関・団体と連携していくことが重要である。

連携対象として考えられる主な機関と役割は、以下のとおりである。日頃から、これらの機関・団体と顔の見える関係を構築し、連携が必要になった場面でスムーズに対応できるようにすることが望ましい。

なお、このうち、法務省の地方機関である保護観察所及び法務少年支援センター（少年鑑別所）については「6. 参考資料」に一覧を掲載しているので、必要に応じて連絡いただきたい。

表 6 主な連携対象機関

機関	主な所掌事務・役割
都道府県警察	13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行う等、再犯防止に向けた措置を講じる。
保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれている。更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察②生活環境の調整③更生緊急保護④恩赦の上申⑤犯罪予防活動⑥精神保健観察⑦犯罪被害者等施策等の事務を行う。
法務少年支援センター (少年鑑別所)	各都道府県庁所在地等全国52か所に設置され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う。地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を実施する。
精神保健福祉センター	精神保健福祉法第6条に基づき都道府県及び指定都市に設置されたメンタルヘルスの専門機関。地域住民の精神的健康の保持増進のため、精神保健及び精神障害者福祉に関する様々な相談等に対応している。
自助グループ	同じ問題を抱える人たちが集まり、相互理解や支援をし合いながら回復を目指すグループ。性犯罪に関しても、性的な問題行動を抱える人のためのグループが存在する。同じ問題を抱える人たちが対等な立場で話をできるため、孤立感の軽減、安心して感情を吐露することによる気持ちの整理、グループの人が回復していくのを見て希望を持てるといった様々な効果が期待できるとされる。

4.2 法務省から関係機関への情報提供

地方公共団体が再犯防止のための支援を行うに当たっては、性犯罪をした者の把握・確認等のため、その情報を得ることが重要となる。そこで、法務省では、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を行うために必要な情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供することとしている。

特に、性犯罪をした者に関する情報提供については、地域住民を性犯罪から守ること等を趣旨とした条例に基づいて性犯罪をした者の社会復帰支援に取り組む地方公共団体に対し、出所者情報の提供をしている事例がある。

図 17 は、このような条例を策定している大阪府や福岡県（以下「大阪府等」という。）に対して、刑事施設又は保護観察所（以下「刑事施設等」という。）から情報提供をしている例のスキーム図である。

この例では、①あらかじめ、大阪府等と法務省との間で条例への協力に関する申合せを結んだ上で、②大阪府等に届出があった者の同意を得て、③大阪府等から刑事施設等に情報の提供を依頼し、④「受刑事実の有無」や刑事施設等で実施した図 7 の「再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）」を含む「処遇プログラムの受講結果」等について、刑事施設等から大阪府等に対して提供することとしている。「再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）」には、性犯罪をした者本人特有の性犯罪に至る過程と再び性犯罪をしないための具体的な対処方法が記載されており、地方公共団体の担当者にとって非常に有用な情報であると考えられる。本人に支援を行うとき、再発防止計画について、本人自身から説明させる機会を設けることにより、本人自身の日々の取組を振り返る機会になるほか、事件当時の状況や本人がこれまで受けた指導や支援についての理解の程度やつまずき等も適切にアセスメントする格好の機会となる。

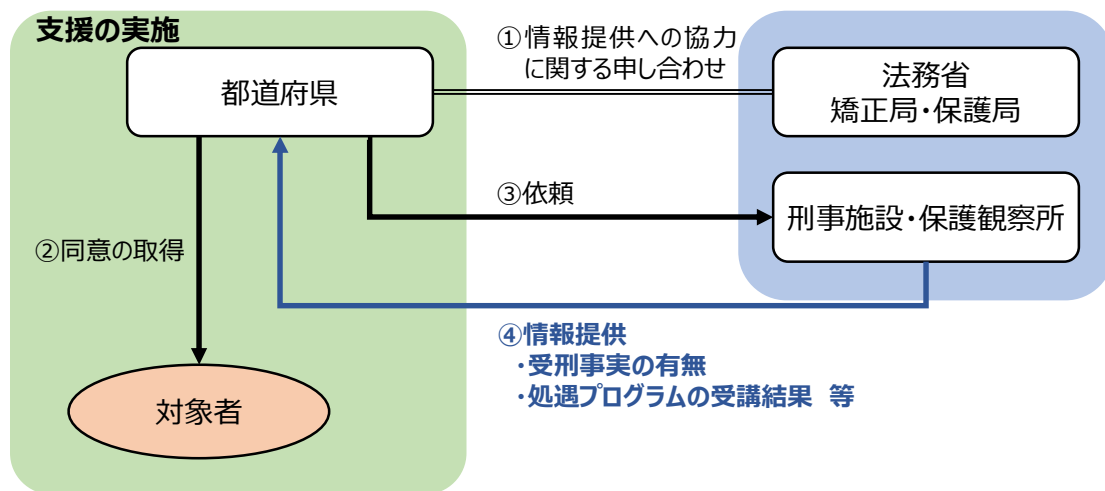


図 17 法務省が地方公共団体に行っている情報提供のスキーム

なお、本事例を含め、地方公共団体への情報提供についての詳細は、法務省ウェブサイト上に公開されている²¹ため参照の上、必要に応じて法務省に相談いただきたい。

²¹ 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室「地方公共団体における再犯防止等施策に必要な情報の提供について」（令和 3 年 3 月）<https://www.moj.go.jp/content/001345511.pdf>（令和 5 年 3 月 17 日閲覧）

5. ガイドラインに関する Q&A

No.	Q (質問)	A (回答)
1	性犯罪をした者以外に、性問題行動をする者や性依存症の者に対しても本ガイドラインを使うことができますか。	可能です。本ガイドラインでは刑事司法手続を終えた性犯罪をした者を主な対象者としていますが、性犯罪をした者以外の者の対応においても適宜ご参照ください。
2	ガイドラインの一部分だけ使うことはできますか。	可能です。貴団体の取組内容や、対象者の状況等に応じて、柔軟に活用ください。
3	自団体では「地方公共団体による専門的支援の実施」に取り組めるか不安です。	本ガイドラインで示している支援のすべてを行う必要はありません。貴団体の役割や状況等に応じてご活用ください。なお、性犯罪をした者に対する専門的支援を実施することになった場合には、最寄りの保護観察所等にご相談ください。
4	自団体や支援の対象者の状況に応じて、専門的プログラムの内容を変えることはできますか。	貴団体の判断のもとで内容の加除は可能ですが、それにより期待される取組の効果が下がったり、対象者への支援に影響が生じたりすることがないようにご留意ください。最寄りの保護観察所のほか、専門家に相談されることをおすすめします。
5	本ガイドラインを地方公共団体以外の団体で使うことができますか。	本ガイドラインは地方公共団体の職員を対象として策定したもので、地方公共団体による支援を想定した内容となっています。その点にご留意いただいた上で、性犯罪に関する基本知識等の情報を参考にいただいても支障ありません。

6. 参考資料

6.1 刑法犯検挙者の再犯状況

再犯者数は、平成 18 年（14 万 9,164 人）をピークにその後は減少傾向にあり、令和 3 年は平成 18 年と比べて 43.0%減であった。他方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあって近年上昇傾向にあり、令和 3 年は 48.6%であった。

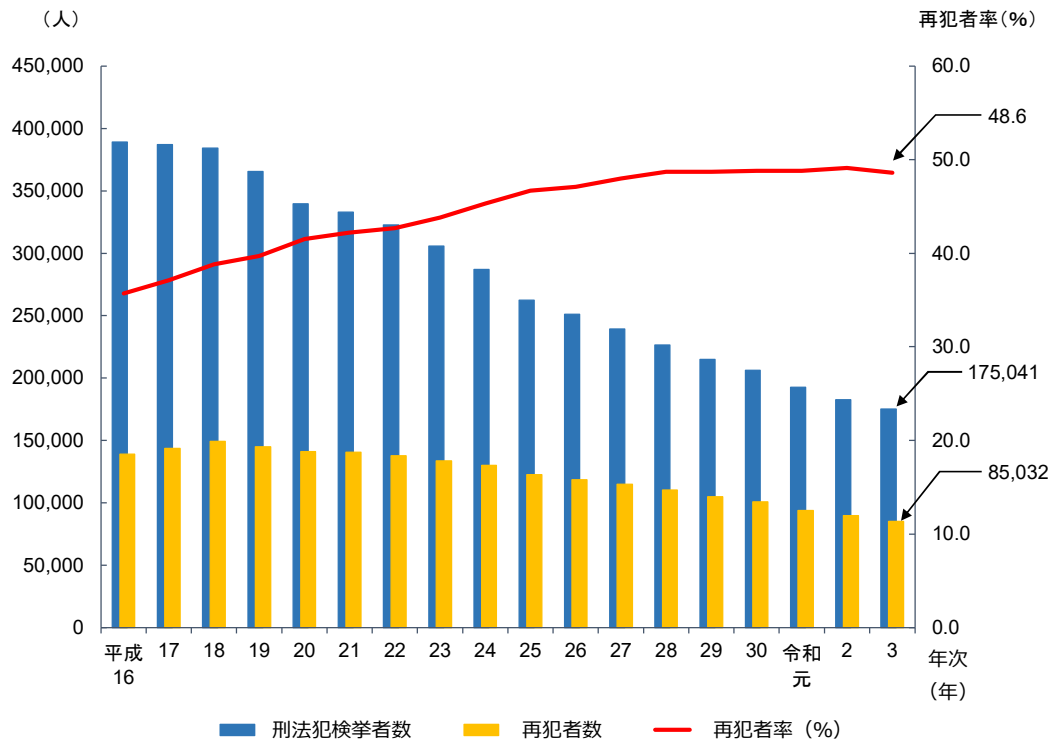


図 18 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

出所) 「令和 4 年版再犯防止推進白書」に基づき作成²²

²² 令和 4 年版再犯防止推進白書 <https://www.moj.go.jp/content/001385535.pdf>、第 1 章第 1 節 1、p.46 (令和 5 年 3 月 17 日閲覧)

出所受刑者の2年以内再入率²³は、平成19年以降減少傾向にあり、令和2年出所者では15.1%であった。

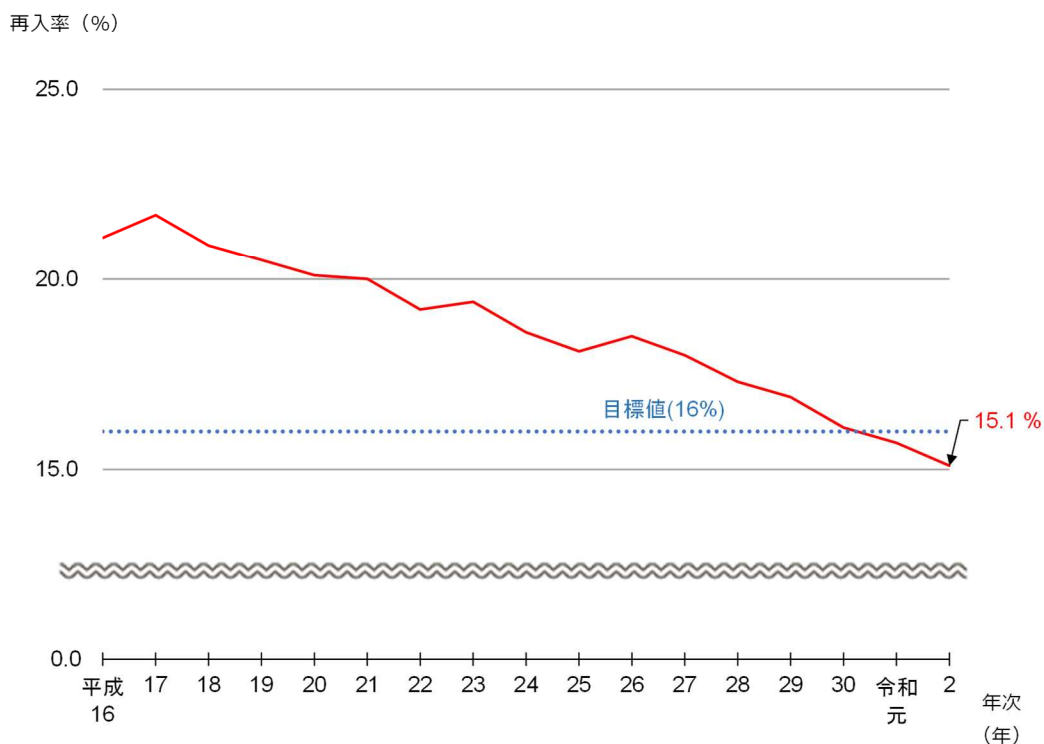


図 19 出所受刑者の2年以内再入率の推移

出所) 「令和4年版再犯防止推進白書」に基づき作成²⁴

²³ 各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員の比率。

²⁴ 令和4年版再犯防止推進白書 <https://www.moj.go.jp/content/001385535.pdf>、第1章第1節3、p.49(令和5年3月17日閲覧)

6.2 全国の保護観察所・法務少年支援センター（少年鑑別所）一覧

● 保護観察所（令和5年3月現在）

庁名	電話番号	郵便番号	住所
札幌保護観察所	011-261-9225	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
函館保護観察所	0138-26-0431	040-8550	北海道函館市新川町 25-18 函館地方 合同庁舎
旭川保護観察所	0166-51-9376	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目 旭川法 務合同庁舎
釧路保護観察所	0154-23-3200	085-8535	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方 合同庁舎
青森保護観察所	017-776-6419	030-0861	青森県青森市長島 1-3-25 青森法務 総合庁舎
盛岡保護観察所	019-624-3395	020-0023	岩手県盛岡市内丸 8-20 盛岡法務 合同庁舎
仙台保護観察所	022-221-1451	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1 仙 台法務総合庁舎
秋田保護観察所	018-862-3903	010-0951	秋田県秋田市山王 7-1-2 秋田地方 法務合同庁舎
山形保護観察所	023-631-2277	990-0046	山形県山形市大手町 1-32 山形法 務総合庁舎
福島保護観察所	024-534-2246	960-8017	福島県福島市狐塚 17 福島法務合 同庁舎
水戸保護観察所	029-221-3942	310-0061	茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務 総合庁舎
宇都宮保護観察所	028-621-2391	320-0036	栃木県宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮 地方法務合同庁舎 4階
前橋保護観察所	027-237-5010	371-0026	群馬県前橋市大手町 3-2-1 前橋法 務総合庁舎
さいたま保護観察所	048-861-8287	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16- 58 さいたま法務総合庁舎
千葉保護観察所	043-204-7791	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎
東京保護観察所	03-3597-0120	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央 合同庁舎 6号館 A棟
東京保護観察所立川支部	042-521-4231	190-0014	東京都立川市緑町 6-3 立川第二法 務総合庁舎 2階
横浜保護観察所	045-201-3006	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎
新潟保護観察所	025-222-1531	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎

庁名	電話番号	郵便番号	住所
甲府保護観察所	055-235-7144	400-0032	山梨県甲府市中央 1-11-8 甲府法務総合庁舎
長野保護観察所	026-234-1993	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野法務総合庁舎
静岡保護観察所	054-253-0191	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-45 静岡地方法務合同庁舎
富山保護観察所	076-421-5620	939-8202	富山県富山市西田地方町 2-9-16 富山法務合同庁舎
金沢保護観察所	076-261-0058	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
福井保護観察所	0776-22-2858	910-0019	福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎
岐阜保護観察所	058-265-2651	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館
名古屋保護観察所	052-951-2949	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎
津保護観察所	059-227-6671	514-0032	三重県津市中央 3-12 津法務総合庁舎
大津保護観察所	077-524-6683	520-0044	滋賀県大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
京都保護観察所	075-441-5141	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255-4
大阪保護観察所	06-6949-6240	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪保護観察所堺支部	072-221-0037	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎
神戸保護観察所	078-351-4005	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通 1-4-1 神戸法務総合庁舎
奈良保護観察所	0742-23-4869	630-8213	奈良県奈良市登大路町 1-1 奈良地方法務合同庁舎
和歌山保護観察所	073-436-2501	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3番地 和歌山地方合同庁舎6階
鳥取保護観察所	0857-22-3518	680-0842	鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第三地方合同庁舎
松江保護観察所	0852-21-3767	690-0841	島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎
岡山保護観察所	086-224-5661	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-1 岡山法務総合庁舎
広島保護観察所	082-221-4495	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
山口保護観察所	083-922-1327	753-0088	山口県山口市河原町 6-16 山口地方合同庁舎2号館

庁名	電話番号	郵便番号	住所
徳島保護観察所	088-622-4359	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎
高松保護観察所	087-822-5445	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎
松山保護観察所	089-941-9983	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-4-1 松山法務総合庁舎
高知保護観察所	088-873-5118	780-0850	高知県高知市丸の内 1-4-1 高知法務総合庁舎
福岡保護観察所	092-761-6736	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2法務総合庁舎
福岡保護観察所北九州支部	093-561-6340	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎
佐賀保護観察所	0952-24-4291	840-0041	佐賀県佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎
長崎保護観察所	095-822-5175	850-0033	長崎県長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎
熊本保護観察所	096-366-8080	862-0971	熊本県熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第二合同庁舎
大分保護観察所	097-532-2053	870-8523	大分県大分市荷揚町 7番5号 大分法務総合庁舎 5階
宮崎保護観察所	0985-24-4345	880-0802	宮崎県宮崎市別府町 1番1号 宮崎法務合同庁舎
鹿児島保護観察所	099-226-1556	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎
那覇保護観察所	098-853-2946	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

● 法務少年支援センター（令和5年3月現在）

庁名	電話番号	郵便番号	住所
法務少年支援センターさっぽろ	011-787-0111	007-0802	北海道札幌市東区東苗穂 2 条 1-1-25
法務少年支援センターはこだて	0138-30-7877	042-0944	北海道函館市金堀町 6-15
法務少年支援センターくしろ	0154-41-5877	085-0834	北海道釧路市弥生 1-5-22
旭川法務少年支援センター （青少年心理相談室）	0166-31-5511	078-8231	北海道旭川市豊岡 1 条 1 丁目 3-24
法務少年支援センターあおもり	017-723-6677	030-0853	青森県青森市金沢 1-5-38
法務少年支援センター仙台 （ふるじろ心の相談室）	022-286-2322	984-0825	宮城県仙台市若林区古城 3-27-17
法務少年支援センターいわて （月が丘相談室）	019-647-2205	020-0121	岩手県盛岡市月が丘 2-14-1
やまがた法務少年支援センター （小白川青少年心理相談室）	023-642-3445	990-0021	山形県山形市小白川町 5-21-25
秋田法務少年支援センター	018-865-1222	010-0973	秋田県秋田市八橋本町 6-3-5
法務少年支援センター福島	024-557-7020	960-8254	福島県福島市南沢又字原町越 4-14
法務少年支援センターみと （青少年問題相談室）	029-251-4816	310-0045	茨城県水戸市新原 1-15-15
うつのみや法務少年支援センター	028-648-5686	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町 574-1
法務少年支援センターぐんま	027-233-7552	371-0035	群馬県前橋市岩神町 4-5-7
さいたま法務少年支援センター （非行防止相談室ひいらぎ）	048-862-2051	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-36
千葉法務少年支援センター	043-251-4970	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台 1-12-9
東京法務少年支援センター （ねりま青少年心理相談室）	03-3550-8802	179-0084	東京都練馬区氷川台 2-11-7
東京西法務少年支援センター （もくせいの杜心理相談室）	042-500-5295	196-0035	東京都昭島市もくせいの杜 2-1-1
よこはま法務少年支援センター （青少年心理相談室）	045-845-2333	233-0003	神奈川県横浜市港南区港南 4-2-1
新潟法務少年支援センター	025-265-1622	951-8133	新潟県新潟市中央区川岸町 1-53-2
法務少年支援センター甲府	055-241-7747	400-0055	山梨県甲府市大津町 2075 の 1
法務少年支援センター長野 （善光寺下の青少年心理相談室）	026-237-1123	380-0803	長野県長野市三輪 5-46-14
法務少年支援センター静岡	054-281-3220	422-8021	静岡県静岡市駿河区小鹿 2-27-7
金沢法務少年支援センター （小立野青少年相談室）	076-222-4542	920-0942	石川県金沢市小立野 5-2-14
ぎふ法務少年支援センター	058-232-1123	502-0851	岐阜県岐阜市鷺山 1769-20

庁名	電話番号	郵便番号	住所
愛知法務少年支援センター	052-721-8439	464-8585	愛知県名古屋市中千種区北千種1-6-6
富山法務少年支援センター	076-428-2266	939-8263	富山県富山市才覚寺162-2
法務少年支援センターふくい	0776-23-5558	910-0001	福井県福井市大願寺3-4-20
三重法務少年支援センター (あのと青少年相談室)	059-222-7080	514-0043	三重県津市南新町12-12
法務少年支援センターおうみ (こころの相談室おうみ)	077-537-1023	520-0867	滋賀県大津市大平1-1-2
法務少年支援センター京都 (かものがわ教育相談室)	075-751-7115	606-8307	京都府京都市左京区吉田上阿達町37
大阪法務少年支援センター	072-228-5383	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町8-30
神戸法務少年支援センター	078-351-0771	652-0015	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7
奈良法務少年支援センター (やまと青少年支援室)	0742-22-4830	630-8102	奈良県奈良市般若寺町18-4
わかやま法務少年支援センター	073-433-0850	640-8127	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1
鳥取法務少年支援センター (青少年相談室)	0857-23-4443	680-0007	鳥取県鳥取市湯所町2-417
島根法務少年支援センター (くにびき青少年心のサポートセンター)	0852-23-3944	690-0873	島根県松江市内中原町195
おかやま法務少年支援センター (みしま心の相談室)	086-281-1112	701-0206	岡山県岡山市南区箕島2512-2
広島法務少年支援センター (非行問題相談室)	082-543-5775	730-0823	広島県広島市中区吉島西3-15-8
法務少年支援センター山口 (すこやか青少年心理相談室)	083-922-6701	753-0074	山口県山口市中央4-7-5
徳島法務少年支援センター	088-652-4115	770-0816	徳島県徳島市助任本町5-40
法務少年支援センター高松	087-834-7112	760-0071	香川県高松市藤塚町3-7-28
松山法務少年支援センター (青少年心の相談室)	089-952-2846	791-8069	愛媛県松山市吉野町3860
法務少年支援センターこうち	088-872-9330	780-0065	高知県高知市塩田町19-13
法務少年支援センターふくおか	092-541-5288	815-0042	福岡県福岡市南区若久6-75-2
法務少年支援センターこくら (こころの相談室)	093-963-2156	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7
さが法務少年支援センター	0952-27-3277	840-0856	佐賀県佐賀市新生町1-10
法務少年支援センターながさき (浦上青少年相談室)	095-847-2460	852-8114	長崎県長崎市橋口町4-3
法務少年支援センターくまもと	096-325-4700	860-0082	熊本県熊本市西区池田1-9-27
法務少年支援センター大分 (思春期さぼ〜と)	097-538-4152	870-0016	大分県大分市新川町1-5-28

庁名	電話番号	郵便番号	住所
宮崎法務少年支援センター (思春期ひむか相談室)	0985-22-7830	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島 2-16-5
法務少年支援センターかごしま	099-254-7830	890-0081	鹿児島県鹿児島市唐湊 3-3-5
なは法務少年支援センター (波之上こころの相談所)	098-868-4650	900-0036	沖縄県那覇市西 3-14-20

7. 付属資料

- ・ 付属資料 1 インテークシート
- ・ 付属資料 2 セルフチェックシート
- ・ 付属資料 3 STEPs - R
- ・ 付属資料 4 家族が相談できる機関記入様式
- ・ 付属資料 5 被害者が相談できる機関記入様式

性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～

令和5年3月

法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室